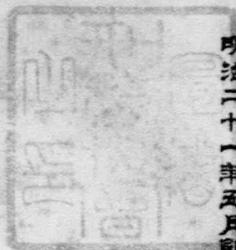


No. 11588

監獄協會雜誌

第 三 拾 卷
第 一 號



明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十四日發行

(大正六年正月二十四日發行)

論說

新年の辭……………(一)
受刑者中癲癩病者に就て(其二)……………典獄 印南於菟吉……………(三)
格言聖句の揭示に就て……………典獄 有馬四郎助……………(三)

講演

(價值ある生活(承前))……………東京高等師範學校長 嘉納治五郎……………(一六)

資料

犯罪と飲酒……………マスター、オブ、アーツ 矢部喜好……………(三)
選舉事犯に對する政策……………勝 堂……………(四)

譚叢

米國紐育州シンシン監獄訪問記……………典獄 有馬四郎助……………(四九)
予は看守諸君と語る(四)……………典獄 有馬四郎助……………(五四)

統計

(大正五年十一月中入出監並月末在監人員表外三表)……………(五七)

寄書

監獄生活と普通生活との不調和を如何にすべきか……………荻屋哲公……………(五)

雜纂

囚人に息心調和を行はしむる希望○天才と其腦○英國の不良少年……………(六九)
○昨年紐育貧民法律相談所の事業……………(七)
屠蘇綺言……………改曆履端……………温故知新……………酒可飲……………莫不可喫……………法 聲 散 史……………(七)
教育と犯罪……………(七)

通信

前橋通信……………廣島便り……………德島便り……………(八〇)

彙報

叙任……………會報……………茶話會……………贈與金……………北島主事の出張……………公文……………(八一)

監獄協會雜誌第叁拾卷第壹號

論說

新年の辭

大畏規を執て斗柄丁巳に移り、國運隆赫茲に稀觀の新年を迎ふるや瑞霞草木を罩めて祥靄山川に盈つ蓋し世界の大局より觀れば風雲黯澹龍虎酣戰の狀勢に在りと雖も獨り東方の一角に位せる我帝國は此大役に參加して長く硝煙彈雨の慘禍を被らず内、事業勃興して國民自給の大計を立て外、貿易伸展して勢威日に盛んに興國の氣運次第に揚る吾人は此多慶多幸なる新春の劈頭に於て新硯を磨し紙上に莅むに方り先つ度て 寶祚の

無疆と帝國の隆運とを頌し更に會員諸君の清康を祝せずんば
あらざるなり

然り而して獄務百般の事業は漸を追ひ進展しつゝあるの事實
に就ては吾人之れを客臘の紙上に於て業に言説せる所なりと
雖も眞に行刑の目的を達し獄政有終の美を濟さんとするには
尙行刑施策の上に於て大に參畫を要すへきものあり若夫れ監
獄の構造設備を始め戒護檢束作業用度教誨教育衛生醫務より
免囚保護に至るまで一層の督勵刷新を加ふへきは勿論累犯率
減少に關する懸案の如き更に一段の精勵を要すへきものある
は復た絮説の要を見さるところなり

俚語に言はずや一年の計は元旦にありと改春は事物を鼎革し
人意を一新するに於て好個の時機なり故に吾人は數言を吐露
して深く獄務の要衝に該れる諸君の奮勵努力を望み吾人も亦
驥尾に附して其職責を盡し以て最善を効さんとす時正に寒威
峭峻北蝦南虬緯差ありと雖も吾人は重ねて會員諸君の健勝を
祈り以て首春の辭と爲す

受刑者中癲癩病者に就て(其二)

典獄 印南於菟吉

予は前號に於て癲癩病者は概して體力强健性慾旺盛早熟の關係ありと看做さ
るべきを一言説述したり讀者も亦監獄内往々傷害事件の發生するあるを見て以
て略此旨趣を察知するに難からざるべしと信ず作業に勤勉なるの囚人何等の前
兆なく突然一小瑣事に發怒し而かも常人より之を判斷すれば何等發怒すべき性
質を含まずと怪まるゝ程の小故に滿面朱を灑き兇器を採て以て同囚を殺害する

の事變あるは讀者洽知の事實にして其原因を深く探るに迫んで男色關係の存在を肯定するに足るべきものあり彼の體力として彼の收監境遇として常人すらも尙恐ぶ可からざる生理上の要望あるは當然にして殊に癲癩型と稱すべき不定の精神作用を有する者に在ては體力旺盛の結果此種の事變發生し易きを免かれざるは當然とす予は實に癲癩病者の春情發動時期と相結合したるときは一種恐るべき危険を醸成すべしと曩に説述したる所あるは即ち此一部の事例を以ても亦之を承認し得べしと信ず然れども癲癩者の心理狀態其物を以て直に犯罪の單一原因と爲すには非ず固より癲癩者中犯罪發生の原因は決して之が病的作用のみに基づく非ずして或は深く内部に潜在せる心的傾嚮及體的關係に由ることあるべく或はまた心的作用習慣の然らしむる結果に由ることあるべく將た又社會境遇の感染する所と爲りて犯罪者たるべく其原因の錯綜は敢て之を他の犯人と別異するの特質を有せざるなり唯一種の病的作用あるが爲めに他の諸原因と結合したるときは容易に犯罪者たり得べき傾嚮を有すと謂ふに過ぎず是を以て癲癩者の全部は犯罪者と同格の心情を有すと稱するは(ロ氏の説)多少誇張に失するの

嫌なき能はず殊に犯罪者中累犯者即ち犯罪性の結晶體は癲癩者の如き陰晴定まらなき不定の性癖を有する者に非ずして彼等は出獄後犯罪者と爲りて再び入監することあるべきを豫斷するに苦しますされど癲癩者に對しては常時非社會的の行動を採る者なりとの診定を下す能はざるべし斯の如く癲癩者と固定的犯罪者とは其心情の性質に於て異なる者あるに拘はらず一般に其末路の多くは監獄に出入する者なりとの解釋を採る者多きが如きは病的以外の諸原因を闕却したる者と謂ふべし心に禁制力あるも十分に之を發揮して制抑を行ふ能はず一朝事故に際し突然燃ゆるが如き情炎を以て感情的に犯罪を決行する者あるは吾人の日常視察する所なるも之を以て敢て癲癩者とは同一視すべきには非ず之が病者たるを診定するに當ては醫師の力を要するは勿論なりと雖も更にまた兩親の系統個人の來歴犯罪行為の狀態等に就て精査する所あるを要するは勿論なり予は左に其實例の一二を擧げて以て之を例示せんと欲す何れも固より醫家の診断に係る者なり

(實例の一)明治四十四年當時十八歳の少年にして故ありて予は之が兩親を熟知し

且兩三年前より其少年をも知れり、最初此少年は痴呆状態にして僅に自己の氏名を唱ふることを得るも來歴に就ては一向語るを得ず、唯僅に時の觀念あるに過ぎず、其後時を経て之を視察するに迄んで昔日の態度全く一變し、善良なる學生となり殆ど別人の如き感あらしめたり、兄弟五人にして其四子に當り二兄は勞働者となりて能く勤勉なるも他の一兄は逃亡して家に在らず、其後聞く所に依れば此男は或罪科の爲に入監したりと謂ふ、父は某會社に二十五年以上も職工として精勤し今は相應の位置に進めり、母は怜悯なる質なるも神經質にして世路の艱難に疲憊したりと謂ふが如き面持あり、兩親共に昔時は相應の家庭に人と爲りて親戚に精神病者及癲癇者低能者等あらざりしと謂ふ。

母の言ふ所に依れば本人は孩兒の時極めて健全にして唯二歳の際非常に叫喚し失神したることありたる後時々此癖ありたりと言語及歩行は通常兒と何等異なる所なく他に疾病あるを見ざるも本人の目前に往々黒色の物體映像するあるを訴ふ。

十五歳の際身體營養極めて佳良にして相應の身長體重あり、性慾器能の既に十

分に發育したる徴候あるの外何等の異狀なく十八歳にして身長も五尺三寸に増し其聲音も沈重を帯び大人と爲れり。

心性は非常に變化多く時あつては痴鈍勝と爲り沈黙に得意の際は喋々と自己も亦將來辯護士たるべきを話し之が爲めには相當學修の法律講義録を翻讀せり、十七歳高等小學を卒へ辯護士の書生と爲りたる時一時は附近の者にまで感心なる書生との讚稱を受けたることあり、其後何の故にや主人の家より數圓の金錢を竊取したるが爲め暇と爲り家庭に在りたるも此癖は止まず父の財布より時々の小遣を竊取するを常とし或は兄弟と喧嘩し之を脅迫したることあり、偶々父に宛てたる爲替券あるを竊取し之を郵便局より引出し遊里に出入し以て之を消費し盡くし得たる最後の儲け物は即ち花柳病と稱すべき粹な代物あり。

彼の犯罪行爲は獨り之のみに止まらず實に汽車顛覆の危険を敢行せんとしたるに在り、一日田舎道を逍遙したる際何の目的にて何れの途を通過して茲處に來りしやを彼は記憶せずと謂ふ、偶々鐵道線路に會したるを以て汽車顛覆の目的を以て私に大石を運び來り軌條に横たへ其附近に戯むれ居る兒童等を顧て曰く三

四十分經過の後彼處の鐵道線路に來り見よ必ずや汽車の破壊顛覆を見るに至るべしと幸にも線路工夫は監督の爲め來りたるを以て障礙物を取去り以て事なきを得たり而して一面犯人を物色するに及んで少年の特に金錢を與へて汽車の着時間を尋ね且兒童等に對し惡戯の計畫を吹聴したる者あるを知るに至り容易に犯人を逮捕し得たり

受刑者として入監中彼の行動を監視するに不定の性質を示し日に依り殆ど別人たる觀を呈することあり上機嫌の時は能く看守の命を奉じ快活なる様子あるも不機嫌の日は沈黙勞作を怠り制止を肯んせず蒲團中に潜り若くは低頭するを常とせり某日彼の頗る上機嫌の日之を事務室に召喚して犯行を聽きたるに明白に之を語り悔恨の情を現はせり彼自身も亦明白に之が行爲を記憶するも何等の快機に出でたるやを知る能はず線路に會したるを以て偶然汽車を顛覆するの快機を想ひ此舉を企てたるものにして何等怨恨猜忌の念あるなしと謂へり又其犯罪の場所に至るには數時間を要するの道程なるも何故に如何なる途を採りしやをも記憶せず結局突然の感觸として此結果を惹起したるに過ぎざるなり

或時は又不機嫌に嫉妬怨恨の情に驅られ自暴自棄の態度を示すことあり自殺の言を以て看守を脅かし温言以て之を宥むるに及んで氣を轉じ何故に己れの頭は之を止むるに由なく藹地に其儘進行するを以て遂に非常の失態を醸すに至り噬臍の悔を貽すも最早詮なし矯正の途なきや如何など尋ぬることもありたり

刑期終了後今は農民となりて無事に勞作に服すと謂ふも之が近況を詳にせず(實例の二) 高岡某女老耆遺棄罪にて受刑の身と爲り不幸今は監獄内にて鬼籍に上れり三十八歳の女にして生育關係は詳悉するを得ずと雖も語る所に依れば幼時猩紅熱を患ひ其後失神癡癲状態を惹起せりと謂ふ體格は普通なるも十五歳の幼時既に經水を見たりと以て早熟の跡を見るべし割合に美貌なるも偏僻の性あるが爲めに夫を更ゆる再三眞に家庭團樂の味を解するに至らず時あつては此美貌を誇り顔に開くに忍びざる情話を能辯快活に物語ることあり或は又沈鬱慰藉の言を發するも一語も發せず人と面接するを避くるの風あり本人は相當富裕の間に人と爲りたるを以て斯る犯罪を敢てする者に非ずとは其常套語なり上機嫌

の時犯行を聴くに老母の希望を容れて之を遺棄せりと謂ふも常に犯行を非認せり、入監中も時々痙攣發作の狀あり、輒近に於ては精神昏鈍拒斥性の痴呆狀態をも起すに至れり

以上説述したる事例に依て之を綜合し適當なる處遇法を思索するときは何人も之が困難を感ぜざるものあらざるべし固より第一に病者として適當の處分を講ずるの必要あるは勿論なりと雖も僅に一時的處分の探るものあるの外根本的に之を治療する程に今日の神經病學は發達し居らず、已むを得ず普通犯罪者と同様の態度を以て之が善後策を講ずるの外あらざるなり彼をして善良なる境遇の下に置き刺戟を與ふるの材料(飲料は勿論機會をも包含す)を供給せしめず周密なる監視の下に規律ある日常の職業を與へて以て靜かに彼の餘命を送らしむる所あらば希くば以て當に彼の幸とする所たるのみならず社會も亦被むる所あるべき不幸を脱却するを得べしと信す

之を社會問題として觀察するときは尙重大なる研究意義を有するものあり、社會政策として探るべき措置方法は宜く本病の性質研究と相待て之を講ずる所あ

るべきは勿論なりと雖も離隔保護の方法は將來に起るべき必要手段の一たるべし諸學者の唱ふるが如く其多くは遺傳に因る者ありとすれば離隔若くは外科手術の方法に由て之が發生原因を杜絶するを要すべく而かも之が外科的方法は米國に於て行はるゝ所なりと雖も有力なる反對者の在るありて之が決行の是非如何は結局輿論の指導に任すより外なかるべし法律問題としても研究の餘地尠なからず今は之を省略せむ

終に臨んで更に一言せんと欲す本論の研究予自身に於ても亦十分なりとは認識せず一層の實驗を重ねるの必要あるは勿論にして殊に處遇方法としては醫家の指教を待て經驗する所あらんことを望む、至囑

格言聖句の揭示に就て

監房や工場などに、色々の格言聖句の類を掲示することが一時流行して、何れの監獄も競うて之を爲したものである。今日でも未だ有効の方法と信じてやつて居る所もないではあるまいが、然し熟々之を實驗上から考へて見ると、必ずしも其宜きを得たものと云ひ兼ねるものがないではない様に思ふ。

二

之に就て予輩の見る所を語れば、第一餘りに多く又は餘りに數々之を掲示する時は、恰かも格言聖句の展覽會でも見物するかのやうに、之に觸目する者の感覺は何等刺戟を與へられずして、唯其結果は心目に慣れて漸く口吟暗誦する位に止り、翫味、修養、體得、實行とは殆ど何等の交渉なきものとなる弊の生し來るも歴然たる事でないか。

三

言葉繁き者には實がなく、多くの物知りには實行が伴はないのが、天下通有の大事實であるやうに、餘りに格言や聖句で以て四方八方から攻めつけられては、實際より切れたものでないから、自然之に對して無感覺となるのは當然で、既に何等の

論

感興も惹かぬとすれば、又實行上の責任を感じ來らぬも當然と云はねばならぬ。是に於て乎格言聖句愈々繁くして彌々實行に遠ざかるものとなるのも必然の成行と見るべきものであるまいか。

四

支那は言葉の國であつて、支那の國ほど善言佳語に富んだ所はない。彼國に行つて見て驚くことは、家中には壁となく柱となく、滿目悉く善言佳語の掲げざるなしと云ふ有様であると同時に、又た更に驚くことは此の有様に比例して實行の甚だ乏しきことであるとは、實地彼國を見て來た人の直話である。して見ると矢張此處にも其道理が現はれて、如何にも格言聖句の陳列の盛なる所には、所謂玩弄物視せられるの弊が生じて、遂に格言聖句が骨董品の如く、死物扱ひにされて更に活物として何の權威をも持たせないやうになる。此弊害は決して支那にのみ生ずべきものでなくて、注意して警戒する所がないと、何れの國にも起り易いと思はれる。

海路を照す燈明臺は、廻轉機械によりて明滅間斷あるやうに出來て居る。即ち明光々たる輝きを無間斷には放たない。ピカリ／＼と間隙を置いて暗みを破りて、遠く海洋を照すのであるが、其爲めに航海者の注意を惹き視線を失はしめないやうになつて居るのである。此道理は心理の作用にも通じて變る所がないから、心目を照す所の此格言聖句も矢張のべつに且つ滿目悉く之に包まれるの工合にしては、遂に其效を失ふのであることを忘れてはなるまい。

六

正確のことを云へば、格言聖句は之を揭示した許りでは何の役にも立たないものであつて、矢張司獄官吏の人格を通じて見せなければならぬものであることは論ずる迄もあるまい。或人自分はごうでもよい。格言聖句の揭示があるから大丈夫である。彼等は之を見て感奮興起する筈である。飛んだ依頼心を抱いて居る氣味合があるかもしれない。だが夫は大なる間違で、到底其見込が通る譯のものではないのは明らかである。否却て立派なる格言聖句を掲げながら、司獄官自らの人格が之に伴はないならば、是程不釣合な可笑なものはあるまい。それは

偶々彼等の道義心を破壊するの蹶とこそなれ其他に何の効果もないのである。

七

故に尤も望むべきは司獄官の所爲が、當に活きたる格言聖句とならねばならぬことであらう。而して成るべくならば塗板や扁額に書いたものを無暗に用ひて、之れにのみ依頼する様なことを全廢したいのだけれども、若さうも行かぬとすれば時と場合とを撰みて、燈明臺のそれの如く、*チャオイ*と格言聖句の先を見せ、斯くして又之に司獄官の人格に反射する所を示し、以て彼等に實行の力と責任の感とを與へなければ本當ではあるまい。

講演 演

價值ある生活(第二十九卷
第十二號)

東京高等師範學校長 嘉納治五郎君

人間は子供の時代でも出来ることなら人の爲めなり國の爲になることをする方が宜いけれども概して言へば子供の時代は修養時代で、世の中の爲めとか、人の爲めとか、國の爲めとかいふことは是は偶然必要があつた時にするので、精々一家の中にあつて兄弟の爲、親の爲にするといふ位で、外に向つて其力を働かせる機會が極めて少い、それ故に年の往かぬ時代は修養時代、之れから相當に己れの修養が出来て、世の中に働くことが出来るやうになつてもまだ修養をしやう、智識を温蓄しやうといふやうなことを考へて居ていつまでも修養のみを續けて死んで仕舞つたならば、其人なえらい學者、えらい力量の人になつたにしても其人の此の世の中に居ての値打といふものは何も認めることは出来ない、其人は無かつたと同じことになつて仕舞ふ、それから考へて見ても人間は精力を蓄積する

丈では其値打がないといふことが分る、人の境遇に依つて早くから實務に就かなければならぬ人もありますから一概には申されませぬ、其必要上から早く出て活動しなければならぬといふのは事情已むを得ぬのでありますが、若しさういふ事情がなければ理想としては修養と活動、即ち善養と利用とを釣合如く無駄の立たぬやうにしなければならぬそれから身體に於ても筋肉ばかりが強くなつて内臓が弱くなつてはいかぬ、手丈が丈夫であつても足が弱いといふのではない、總て内臓から筋肉から全身釣合ふた所の發育をして即ち健康にして強い人間が出来、又身體の發育と精神の發達との釣合つた人が出来て、それが此世の中に働く上に於て最も有効にして最も盛なる力を持つて居る人に造り上げなければならぬ、斯くして一生涯の間に最も大なる效力あつて、此世の中の爲に最も大なる結果のあるやうにしなければならぬ、是が即ち人間の最も價值ある生活であらうと思ふ。是丈で大體の價值ある生活といふことの意味は御了解になつたらしいと思ひます。

そこで何せ私が曩に教育勸語のことを申上げたかといふのに、唯今は目的といふものを其處に置かないで、己れの持つて生れた所の力を唯發育せしめ、それを能く働かせるといふことについて申しましたが、それには目的がなければならぬ、何の爲めにするかといふことがなければならぬ、第一人間に命といふものがある、命があるならば其命が何かの目的に向つて働かなければならぬ、即ち勸語に

段々と御説きになつて居る通りにしますれば、親に對することから大きくは國家に對し、又天壤無窮の皇恩を扶翼すへしといふやうなことに至るまで、教育勅語全體に示されたる所の全體の働とするところが目的である、其爲に身體精神の力を出来る丈け磨いて、無駄がないやうに働かして、一生涯の間

に成丈け大きな分量の仕事をして世の爲にする、斯ういふことが價値ある生活といふことになる。それ丈けのことを先づ申上げて置いて、是から具體的の例を擧げて、實際の生活には人間はどうしなればならぬかといふことを説いて見たいと思ひます、言葉は誠に選擇宜しきを得て居らぬかも知れませぬが、先づ其意味丈け能く御分りになるやうに申上げるといふと、名といふことゝ利といふことゝ權といふことの三つを先づ私は茲に持出します、私は此世の中の事を通觀して見るに、世の人は此名利權に憧れ、人間は價値ある生活をしなければならぬといふことを忘却して居るのではあるまいかといふことを考へる、若し其處に氣が附かなかつたならば私は恐くは前途といふものは甚だ悲觀すべきものであらうと思ふ、早く多くの人が其處に氣附いて、名利權といふものゝ眞價値、其實體を能く明かにして、さうして價値ある生活を求むるといふことにならなければ本當の國の發達を望むことが出来ぬと思ふ、私は能く言ふ、今日の有様では教育は一世に秀でた大人物か或は凡庸な者かでないれば教育に従事する者はない時勢である、或は監獄といふやうなことに従事する人も此教育といふやうな

うなことで、或度まで趣を同じうして居りはしないかと思ふ、教育とか監獄とかいふことに従事して居る所の人は名利權には縁の遠い方である、若し今日世間の多くの人が考へて居るやうな意味に名利權といふものを解する時は即ち生活の眞意義といふことを知らず價値ある生活といふことを能く味つて見ない人であるならば、私は此教育とか監獄とかいふやうな方面は優良な人物を多く引入れることは困難であらうかと思ふ、それで是から名利權といふことを分解して申して見ませう。

名といふことは一體實あつてそれに名といふものが伴つて來て始めて價打のあるものである、支那の人も疾くにさういうことをいつて居る。行善不以爲名而名從之、其意味は、善を爲すといふことは名を得たいが爲にする筈でない、善を爲せば名といふものは之に伴つて生じて來るのである、斯ういふのである、其通りである、所が今日はどうでせう、名の爲に多くの人は行動して居つて、善の爲にするのではない、一體日本の舊來の言ひ聞かせが行届いて居らぬ、子供の時分から名を揚げよ、名を竹帛に垂れよ、名高い人になれといふやうなことを話し聞かせるけれど、善い事を爲せといふことはそれ程教へて居ない、此間も或る人間が田舎からやつて來まして色々なことを言ふ、段々教へてやつたけれども、どうも自分の志が達せられなければ一層思ひ切つて悪事をして名を揚げて死ぬ、斯ういふことを固く言ふて居る、色々な成行、色々な都合から己の志か思ふやうに果せなかつた、それだ

から一層のこと悪い事をして名を後世に傳へよう、斯ういふやうな考を持つて居る、勿論氣が少々狂ふて居る氣は狂ふて居つても何處かに既往の教育にそんなやうなことがあつたからさういふやうなことを言ひ出す、又それ程氣が狂ふて居らぬ人間でも現實名を欲しがり、名に憧憬れて居る人間が幾らも世の中にあるではありませぬか、今日の若い者などに聞いて見ると自分の友達が早く高等官になつた、或は奏任官に居る者が早く勅任官になつたとかいふて羨んで、自分がどれだけの事を社會の爲にしたとか、國の爲にしたとかいふことは考への中に措いて居ない、一體名を得るといふことは今言ふ通り善を行つて、名が其善に伴ふて來るものである、さういふ名は貴いものである、だから昔の人が名を揚げよといふたのは名の揚るやうに善い事をせよといふことを言ふたので、それを聞いたものは唯名といふことばかりを聞くから、悪い事をして名を揚げたい、善い事はしないで名さへ揚がればよいといふやうな考になるので居る、是は實は耻しい話で、一體名といふものは善を爲して其善に伴ふて來べきものであるから、名を揚げるといふことは所謂褒美を貰ふと同じことである、若し褒美を先に貰つて自分が褒美に價する丈のことをしなれば先程の食逃げをした例と同じことである、旅をして宿に泊つて錢を拂はずに逃げて行つたのと同じことである、さういふ人は存外思慮か浅い人であるから濟んで行くもものゝ、若し思慮のある人であつて己の既往を顧みたらばどんなに耻しいか

分らぬ、此世の中に靈魂不滅を信する人もあれば、靈魂不滅を信しない人もある、若し靈魂か己れのみと共に滅びて仕舞ふといふことを信する人であるならば、名ばかり良い名を貰つて己が其實を爲さなかつた時には、丁度己れが是から此世を去らうといふ其時に己の既往の來歴を考へて見て、己は斯くくゝのことで何も世の爲にしたことはない、然るに普通の人の得られないやうな立派な名前を貰つた、知らぬ人間は其名前に値打した實があつたと思ふて居るだらうが、何と耻しいことだらう、人を欺して居るやうなものだ、今此世をさるる時に臨んでどんな苦痛が其人に在るか分らぬと思ふ、之に反して己は人の爲にも國の爲にも大に盡した、併ながら何等之に對して報ひられたことがないといふのであるならば何もさういふ煩悶は起つて來ない、例へば旅館に錢を持つて居らぬ旅人が來たそれに晝時分だから錢はさうでも宜しいから飯を食べて御出で下さいといふて飯を食はせる、さうも錢を持つて居らぬで飯を食つて誠に濟まぬことをした、さうしてさういふ譯のものでない、私もさういふ機會には御馳走になりますからといふて、旅人に飯を食はして返す、そこで其人は何も持つて來て呉れないでも己れが人に飯を食はせる丈の餘裕があつて、旅人の腹の減つて居る時に飯を食はして返したならば斯んな善い心持はない、それと同じことで此世の中に必要なことが幾らもある、それに向つて己が精神身體を勞して其必要を滿たして、それに報ひを貰はぬからといつて、己れ自ら世の中の爲に盡す積

りでやつたのであるから報ひの有無に拘はらず何とも思はぬのである、それに報ひが来れば宜い、善い事をして置いて其上に報ひを貰ふのは宜い、それ程宜いことはないが、貰はぬからと言つてぐづぐづ言ふにも及ばない、さういふ譯であるから己れが世の中の爲に盡すといふことが充分出来て居つて、それを名を以て報ひられないからといつて何も苦痛とするにも殘念がるにも及ばない、それは人がまだ知らないのだと思つて居れば宜い、さうすれば己れの心は誠に安心なものである、さうして見ると此名といふものは實に伴ふて始めて貴いのであつて、名ばかり持つて居るといふことは借金すると同じことである、現に明かに例を舉げては少し憚る所があるけれども、此世の中を眺めて御覽なさい、大なる功績のあつた人でそれに値する所の名の無い人は却て後世まで人から尊崇され其人を徳とされて居るが、又可なり大なる功績があつても其功績に伴ふ所の名を得た所の人、殊に自ら求めて得たやうな人は大なる功績があつたに拘はらず、其人の功績はそれ程人から認められぬといふやうなことがありはしませぬか、それを考へて見ても分る、名といふものは實に伴ふて始めて貴いのである名ばかり得た時には己自身も深く考へて見れば實に耻しいことであるし、人から見ても見苦しい譯であるから名といふもの、値打は大抵今の分析に依つて御分りであらうかと思ふ、善を行ふ名の爲めにあらす名之に従ふ、其通りだ、名が善行に随つて始めて貴し、若し名を求めやうとして名ばかり得て實が伴

はなかつた時には、己自ら己に顧みて耻しい、人から見ても亦存外おかしいものである。

今度は利である、利といふものは先づ分り易く言へば錢である、錢といふものは是は又誠に調法なものであつて、命を繋いで行くのには錢を以て食物を買ひ、着物を買ひ、己の住所をも得る、錢といふものは洵に調法なものであるけれども、實際に無くてならぬ錢といふものはそれ程澤山なものではない、是は長い御話をするに限りのないことでありますが、各自の實際生活から考へて見て直に分ることであらうと思ふ、収入が少くて平生に不自由をして居る人の眼から見ると収入の多い人は嘸ぞ結構だらうと考へるけれども、實際のことを能く吟味して見るとそれ程大なる差はない、収入の餘計ある方が少いよりは宜いといふことは是は明かであるけれども、収入の少い人が多い人を羨むことか常であるが、實際は羨む人の思ふ程結構なものでない、是は又斯ういふ風に分析が出来る、第一食物、食物といふものは慣れれば美味でもそれを旨く思はなく、なつて仕舞ふといふことは誰も経験して居ることである、収入の多い人が養澤な生活をして毎日己の食膳に數多き副食物を載せてさうしてそれを味つて居る、所が簡單なる生活をして居る人が日に漸く一つか二つの副食物を食つて居る、之を十も十五もの副食物を食つて居る人と比べて見ると口腹の愉快が數層倍違ふかといふに實際はさうでなからうと思ふ、殆どそれは數字で表はすとの出来る問題ではないが二三菜で飯を食つて居る者に十の幸福

があるならば十菜十五菜で食つて居る者は漸く十に對する十二三位でないかと思ふ、多い方が宜いには違ひないが、其實際の價値はそれ位のものではないかと思ふ、何となればあなた方が自身で経験した所でありませうが、同じ状態を毎日續けると其状態はもう感じなくなる、それと同じことであつて平素美味に慣れて居る人が一朝其美味を續いて味ふことの出来ぬやうになつた時は非常な苦痛を感ずるけれども、日々食つて居る美味は曾て簡単な食物で満足して居つた時代と何も變らなくなつて仕舞ふ、さういふ人は旅行でもした場合には往々甚しい苦痛がある、何處へ行つても自分の氣に入つた食物がある譯でないから、さういふ場合に遭遇する度毎に自分が苦痛を感ずる、或場合には人の行く所に自分は行けぬといふやうなことになる、多くの人は少しばかり己の境遇が良くなると直に奢り出す一度さういふ生活に慣れたものが又境遇が變つて元のやうな生活が出来なくなると、さういふ人は著しく衰へる、精神的に身體的に衰へる、であるから一度己の生活状態を引上げると再び之に引下げることには格別苦痛ではないのである、又衣服の如きものも矢張り同じことである、どうか斯うか寒さを防ぎ衛生上に差支ない丈の着物を着てさへ居れば宜いのであるが、一度贅澤な着物を着るともう其贅澤な着物に慣れて仕舞つて、それを着ても愉快も何も感じなくなつて仕舞ふ、さうして一朝その着物が

着られなくなると忽ち苦痛を感ずるのである、併し簡単な生活を續けて行つた人は旅行しても人の家に泊つても何も苦痛はない、贅澤をして居る人が一度旅行をし、自分の平生食つて居るやうなものが食はれぬ、自分の平生着て居るやうの夜具が着られぬ、と甚しく苦痛を感ずる、さういふ譯であるから贅澤といふものは決して多くの人が考へて居る程幸福が伴つて居るものでないといふことは幾多の事實に依つて證明することが出来る、家屋もさうである、簡単な家に住んで居ることは或意味から言へば不便である、けれども一面から言へば誠に便利である、若し大きな家に住んで居るならば、第一自身で其家を掃除をするといふ譯に行かない、取次をするのでも自分が直ぐに取次に出るといふ譯にも行かない、色々なことの爲に大勢人を置かなければならぬ、さうすると簡単な生活であれば己れ自身が家の事は萬事やり得るから却て手は要らぬけれども、大勢の人を置くといふことになる、其人の取締をするといふ役割も殖えて来る、一人が暇を取れば今度は代りを入れなければならぬ、使つて居る者同士で喧嘩をすれば裁判もしなければならぬ、平生から色々なことに氣を附けて居なければならぬ、それは一家が複雑になればなる程其主人といふものは用が多くなつて来る、多くの別莊を持つて居ると一軒しか家が無い人から見れば仕合なやうであるけれども又一種の面倒もない譯でもない、それはどういふ譯かといふと、嵐があつて庭の木を吹倒し家根を吹飛ばした、塀が倒れたさあさうなつて

來ると自分で一々見廻つて世話する暇がない何でも好いから宜いやうにやつて置いて呉れと言つて人に任せて置いて今度自分が行つて見ると自分の考へとは違つたことをやつて甚だ困るといふやうなことが出来る、さういふ風で何か一つの事件が起つても自分の耳を假し頭を使はなければならぬことになる、書畫骨董を持つて居る人はどうか、それにも随分滑稽な話がある、或人が澤山な書畫骨董を集めた、金が出来たものだから急にさういふことをやつて見たくなり己は眼が利かないから鑑定家に頼んで買ひ集めた、所が鑑定家と道具屋とかぐるになつて偽物を澤山捉ませたそれで心あるものからは笑ひ者になつたといふことである、幸ひ眞物を多く集めて見ても、年々虫干をしなければならぬ、私を知つて居る或人は一ヶ月程其事に時を費すといつて居る所が人によると自分でするのは面倒だから澤人に言ひ附けてさせる、さうすると偶さか悪い奴があつて眞物と偽物とすり變へて仕舞つたり、澤山悪いことを知らぬ間にされたといふやうなこともある、それ故さういふ物を澤山持つて居つたからとて別段羨ましい程のことでもない、善い畫が見たければ博物館に行つても見られる、それは持つて居る方が宜いか、持つて居らぬ方宜いかといふと、持つて居る方が好いには相違ないが、持つて居る場所も取るし暇も潰し決して好いことばかりではない、人が澤山な家を持つて居つたり、多く書畫骨董を澤山持つて居るといふことは船に苔や蠣が附いて進行を遅らせるのと同じことである、人間が

此世の中で活動するには己の身に無用のものが附着しないやうにするが好い、勿論私はさういふことが悪いことであるといふのではないが、種々難儀と不便とが伴ふて居るから、人が考へて居る程羨むべきことでないといふのである、或財産家が私に話をしたことがある、親譲りの財産を持つて居つて幸福は幸福だけれども、實に五月蠅い、自分の所に訪ねて來る人は何か事業を起すから株主になつて呉れ、何の寄附をして呉れ、何をどうして呉れといふやうに、人の金を引張り出しに來る人が一日に何人あるか知れぬ、其上手紙は何本書くか知れぬ、金を自分が持つて居るが爲にさういふ義務を盡さなければならぬのである、是は實に面倒なことであるといふことを私に言ふたことがある、だから金持は結構なことであるけれども、又それに伴ふた難儀なことがあるのである、結局利即ち金といふものは有るが宜いが無いが宜いかといふならば、無論有るが宜い、又正しい働をして其働に對して當然の報ひを呉るなり、又其人の功勞を認めて感謝の意を以て社會の人が其人に金を與ふるなりさういふ當然のものは無論快く受けて宜いのであるけれども、金が欲しいといつて人を踏倒し、不正な事をし、さうして金を貪り取るといふ程の値打のあるものではないと思ふ、己の志を果す爲に之を利用するとか公共の爲に使ふのならば金の必要は無論あるのである又己れの生活を全うする上に於ても金の多い方が少いよりは好いに違ひない、だから正當に得らるゝ金は得ぬよりも好いことは勿論であるけ

れども、金といふものは貪り取つても欲しいといふ程貴いものではない、金其物としてそんなに値打のないものであるといふことは金の働き、金の値打といふものを分析して見るとよく分る、三度の飯を食つて己の身體が健康であるならば是ほど結構なことはないのである、己が道徳を守つて、攝生が良くて、運動を規則正しくして居つて、働くのにも無理をしなければ己の身體は不健康になる筈はないのである、己の身體が健康であるならば三度の飯といふものはどんな物でもまづくあるべき譯のものではない、況してや世の中で相當の働きをして居る人は必ずしもまづいものを食つて居る必要はないのであ、る美味美食といふことは容易く得られぬかも知れぬけれども相當に三度の飯を旨く食ふといふことが強ち今日の中に於て困難なことでない、今日一般の勞働者でも下級の月給取でも三度の飯を旨く食つて行く位のことには爲し得らるゝであらうと思ふさうして見ると金といふものは人の考へて居る程貴いものではない、正しい道に依つて得た金は有る方が宜いといふ丈のことであつて、何も金々といふて貪り争ふ程のものではない、今日事業を起す爲に金が要るとか、資本に大きな金が要るとかいふ金は別で、是は己一身の爲に使ふものでなくて國家の益を起す爲の金であるから、此金は益々大きくなることを求めなければならぬけれども、人の一家としての金といふものはそんなに澤山要る譯のものではない、贅澤は却て人を弱くする、今日の實例を見ても日々最も幸福な生活をして居るのは

金の多い人であるか、金の少い人であるかといふと私は金の少い人の方が却て幸福な生活をして居るだらうと思ふ、金の多い人の中には金といふものが原因になつて家の中に色々開苦しいことを世に發露する場合が澤山ある、比較的簡単な生活をして居る家庭に誠に美はしい話が多い、それはどうかといふと、金が多くあるといふことが人の精神を腐敗せしむるといふことになるのでないかと思ふ。

それから今度は權、權力といふものは是も矢張り善いものか悪いものかといふと、權といふものは善いものである、人間には何か志がある、其志を果さうといふ考があつて其志を果す爲に權力がなければならぬ、だから權力を行ふ前には先づ其權力をどういふことの爲に行ふといふ土臺が其處に出来て居らなければならぬ、先づ大きなことで言ふならば一國の國務大臣にでもならうといふならば是は大なる權力が其國務大臣といふ位地に具つて居る、併し國務大臣にはなつたけれども其國務大臣の權力をどうして働かして宜いか分らぬから、黒幕の所に行つて聞き、他から入智恵をされて其權力を行使するといふならば、己れは機械であつて人間ではないのである、そんな人がよもや國務大臣になることもありはすまいけれども、例を擧ぐればそんなものである、だから若し國務大臣たる所の權力を自分が持たうといふならば、此省を引受けたならば此省のことは斯うしよう、あ、しよう、又自分が内閣の一員として内閣に列して廟議に與かるならば、此事は斯ういふやうに主張しようといふこと

を己自身に研究し、それを調査して練り上げた所の一つの方針があつてこそ其權力といふものが始めて用を爲す、若し唯權力を得やうといふことの爲に其位地に就くといふならば、是は世を害するのみであらうと思ふ、是は會社や諸官省に於て小さい仕事をする者に於ても譯は同じことである、權力といふものはそれを働かせる丈の素養があつてこそ欲しくもあり又貴いものであるが、自分かそれ丈の實力なくして唯權力丈け欲しいといふものでは實に猿が冠を着たやうなものである、さうして權力を持つて居るが爲に却て害を爲すことがある、權力といふものは先づ實力があつて、其實力を人が認め、其實力を實行して貰ひたいといふので人から推立てられるといふことでなければならぬ、今日の世の中に色々の位地を得ようといふので色々運動するものがある、一體人といふものは一番元は勞力である、己が鍛を持ち、鋤を持ち、物を荷ふて、さうして己の力丈のものを取るといふことが根本でなければならぬ、衣食住の材料を人間の勞力に依つて得るといふことが人間の初めである、所が社會が大きくなり國家を組織するといふことになつて來ると、どうしても其上に立て大勢の人を治める人が要り勞力をする者又筆を執る者、それから純粹の勞力といふよりも頭を働かせる人が必要になつて來る、それにはお前が一番適當であるからといふので推上げられて其位地を得るといふことが當然な話、だから人の位地を得るといふことは己が其位地に就いて己の仕事を全うし得るといふ實力を有す

る人があつて、それを上に居る人は引上げ、下に居る人は推立て、其位地に就かせるといふことであつて始めて其人が位地に就いたといふことになる、然るに今日の世の中を見ると、ヤレ運動、ヤレ何處に行つて頼んでどの位地を贏ち得ようとかいふやうなことが随分若い者の間には盛に流行して居る、是は考へて見ると耻かしいことで、それは名利權即ち名を得るが爲めに運動し、利を得るが爲に運動し、權を得るが爲に運動する、さうしてどうかといふと其處に行つては其名利權の爲に仕事をし居るのであるから、本當に善い事をしようといふ考がないから、みす／＼斯ういふことは悪いと思つても己れの出世の爲に不便であると思へば悪い事でも出世の爲めに都合の好いことをするといふことになつて來て、即ち名利權を得る爲には實際今言ふ通り人間の本當にせねばならぬことがあつても、日本の道徳の示す所のちやんとした人間の道があつても、又己れの生活を最も價値あるものとするには斯うせねばならぬといふことが自分には分つて居つても、それはしないで、恰もシャボン玉が膨れて色々な光澤を放つが如く、一つ吹いたら泡になつて仕舞ふといふやうなものである、其名利權を得たいとそれに憧れて己れの當然すべきことを抛棄して仕舞つて居るといふことが今日に於て能く見る所である。

そこで私は飽くまで名利權といふもの、眞價を能く一般の人に會得せしめ、名の爲に位地を得る、

利の爲に位地を得る、又權の爲に位地を得るといふことは誠に愚な話である、名といふものは善い事をして其善い事に伴ふて來る筈のものである、利といふものは己れの仕事をして、それに對する當然の報酬である、又權といふものも己が其權を行ふ所の實力を持つて居つて、其實力を實際に施すが爲に得べき所のものであつて、己にどうして宜いかといふことも分らず、智識も無い者が猥に得べきものでない、斯ういふことを一般の人に分らせる必要があると思ふ、さうしたらば世間の人が名に利に又權に憧憬れるといふことがもう少し少くなるだらう、さうして人間といふものは己の此世に生きて居る眞の目的がある、其眞の目的といふものはどんなものであるかといつたならば價值ある生活をしなければならぬ、それはどういふことかといふと、己が親から貰つて生れた所の此腦力及此體力を最も良く發達せしめ、之を磨き上げ、鍊へ上げて成べく有力なものにして己の身に適する方面に其力を注いで、自分の生きて居る間に出來得る丈多くの善い事を世の中に貽し、近くは自分の父母の爲に、大きくは國家の爲に、其他社會の爲、周圍の人の爲に、自分の恩になつた人の爲に盡し、それを最も大なる爲高に作り上げるといふことが人間一生涯の目的であつて、それを能く爲し得る人が價值ある生活をして爲したといふものであらうと思ふ、それには精力を善養利用し、己の全身の力を有効に使用するといふことの簡單な教に従つて人間は活動して行けば宜いのである、斯くすれば往々人の持つて居

る煩悶といふものは恐くはなくなるであらうと思ふ、人間が此世の中に居つて何一つ己の身に不平もなければ己の身に煩悶もある譯はないのである、若しさういふやうな正しい貴い目的を持つて居なければ名に憧憬れ、利に憧憬れ權に憧憬れ、人を押退けて其位地を得ようといふ野心も起つて來、色々な見苦しいことが出來て來るのである、又人が己を少し悪く取扱つたからといつて己は不平を言ふ、それから其間の感情が悪くなる、實に見苦しい、人には各天職といふものがあるのである、己が甲の職業に従事して居る、其職業が己に適せぬと思ふならば人間の職業は自由に轉することが出来る、甲の職業に適しなければ乙の職業に移つても宜い、けれども一度職業が定まつた以上は之を以て己の身を立てよう、生涯の仕事でないまでも、くとも今日は之を以て己の業務としようといふものがあるならば、其事に全力を盡して己の力を最も有効に使用しなければならぬ偶には上に居る人が其人の實力を見誤つて、働きの不十分な功績の無い人を先に昇進せしむるやうなことがあるかも知れぬ、所が凡庸な人間は直ぐに不平をいふ己の上役は眼が無いといつて情け出す、さういふ人は自然に己の力の認めらるゝのを待ち得ず不平を言ひ情け出すから、あれは情け出したとて捨て、置かれ更に第二の人が進められる、そこで益々不平を言ふ、遂に自分からヤケを起して飛び出す外に行つて見ると元の同僚や長官が彼は情け者であるといふから誰も用ひて呉れない遂に何處に行つても位地が得られ

ないから、結局見すばらしく一生を送らなければならぬといふことになつて来る、所がそれに反して自分の上に居る人は己を見るのが出来ない、けれども己は何も月給が十圓や二十圓多くなるばかりが己の一生の目的でない、貧乏よりは富んだ方が好いけれども、それは小さなことだ、名前はどうだ、それはどうでも好い、自分のすべき仕事をして居りさへすれば宜いといふ意氣込で全力を盡して己の擔當した仕事をやつて居ると何年間かの中には同僚も認め、上に居る人も認めて、遂に其人は單に地位の進むといふばかりでなく、周囲の人からは唯當り前に進んだ人よりも遙に貴ばれ、遙に重んぜられる、或る時代には人よりは遅れることがあるかも知れぬけれども、一生涯の間には多くの人を乗り越して大に立身するやうになる、さういふやうな具合に唯官吏として己の職分に盡すといふ事柄ばかりでない朋友の間の交際でも同此ことである、ちまつとした間違ひをしたからといつて無暗に攻撃をして見たり、悪く言つて見たりしたからとて人は善くなるものでない、成べく寛大な心を以て人の過を恕し、人は己に斯うするから腹が立つ、己は人にあへずれば好いと、いふやうな心持で萬事をすれば、間違つたことをした人は寔に濟まなかつたといふ考を以て今度は一層敬意を表し、再びさういふことをしなくなる、結局は社交のことでも、一家の夫婦間のことでも、子供、奉公人に對することでもさうで、奉公人が疎忽にして茶碗を割つたからといつて大きな聲で怒鳴つて見ても茶碗は元の通り

になる譯でない、先づ怪我をしなくて宜かつたといふやうなことを言つて恕すると、それから奉公人は萬事に注意をするやうになる人間が己の身心の力を有効に使用するのには以上申したやうなことであらうと思ふ唯好い結果のあることは怒つても宜い、例へば犬が自分の子供の靴を咬へて行かうとした時にはコリヤツと叱つても宜いが、人間となれば奉公人に向つても大きな聲で怒鳴るのも宜くない、萬事萬端、精神身體、一舉一動、悉くすることが道に隨ふやうにさへすれば人間の一生涯の目的を善く達し得ることになるだらうと思ふ、言換へて見れば善養利用、或は身心の力を最も有効に使用するといふことが即ち人間の最大の目的を達し、人間の一生涯を通じて持つて生れた力を能く磨き上げ、それを最も能く利用して天下に大なる善を爲すといふことに結局なるのであらうと思ふ。

極めて複雑な問題を洵に平易な言葉で説明しようと思つて、又廣い事柄を洵に短縮して御話をしたことであるから私の意味の徹底しないこともありましたが、私は此道に依つて人間が立つて居れば人間としての一生を全うするに於て一番健全なる又安心なる方法であると深く信じて居るのでありますから、どうか此意味を能く御考へ下さいまして御参考に供せらるゝならば寔に幸福に存じます。(終)

資料

犯罪と飲酒

マスタート、オア、
アイツ、 矢部 喜好

犯罪の原因は決して單純でない。アルコール飲用と犯罪とがどれだけ關連してゐるかを精確に知る
といふことは極めて困難であるが、飲酒が犯罪の一大原因をなすといふことに反對をする餘地はあり
ますまい。

貧窮、失業、疾病等は多量に酒を用ゐる人に伴ふもので、其結果竊盜、詐欺、殺傷等の犯罪を敢て
するに至るは當然のことです。殊に酒精が腦を刺戟すれば感受性を麻痺せしむると共に思考力
を鈍くし、且つ抑制力を減ずることは醫學者一般に認むるところ、ホッペ博士は其著「酒害の真相」に
「慢性アルコール中毒のみならず、急性アルコール中毒も亦等しく犯罪の動機となる、殊に毆打、殺傷
猥褻行為の如き人事犯に於て然りとす」と證言してゐます。

法官及び典獄の保證によれば、英國に於ける犯罪者の四分の三乃至五分の四は飲酒家である。北米
合衆國に於ける犯罪者中の飲酒家は英吉利よりも更に大なる比例を示し、フィラデルフィア市に於て
は入獄者中八十三%の酒客を算し、紐育州囚徒の八十%は飲酒のため投監せられ、ペンシルヴァニア
州で逮捕せられた犯罪者の八十三%は酒客に屬してゐる（少し古い統計であるが、最近の統計も其比
例に大差はないと思ふ）。佛蘭西に於ける犯罪者の數とアルコール消費額とはいつも併行して増加する
巴里に於ける犯罪者の半數以上は二十歳以下で、是等年少の犯罪者は殆ど全部が酒客か酒客の子であ
ります。伊太利は人事に關する犯罪の極めて多い國であるが、政治家且つ犯罪學者として有名なスク
ロピス伯は「伊太利に於ける犯罪の十分の九は飲酒による」と申してゐます。數年前シユールウヅック
海軍士官學校に於てなされた獨逸皇帝維廉第二世の演説中に「朕が統治二二年間に起りたる犯罪の九
十%までは飲酒に基因するといふことが出來得る」と斷言してゐます。

最近の露國禁酒漸行は「犯罪と飲酒の研究に澤山の結構な材料を供給致します。大正三年七月三十
日獨逸は露國に對して宣戰を布告しました。露帝ニコラス陛下は早速動員令を下したが日露戰爭開始
當時に鑑みて特別な勅令を發し動員中酒類の使用及賣買を嚴禁しました。三十七八年戰役の折は或は
應召の途すがら沉醉して運參するもの、或は滿州へ輸送せらるゝ途中汽車の中で喧嘩するもの、多か

月別にすれば左の如くであります。

(大正三年)

| | | | |
|---------|------|-----|------|
| 一月 | 一一〇男 | 七二女 | 一八二計 |
| 二月 | 一一四 | 六五 | 一七九 |
| 三月 | 一四六 | 五七 | 二〇三 |
| 四月 | 一四四 | 六七 | 二一一 |
| 五月 | 一一九 | 六四 | 一八三 |
| 六月 | 一二九 | 五五 | 一八四 |
| 計發令前六ヶ月 | 六四 | 四五 | 一〇九 |
| 計發令後六ヶ月 | 一八 | 一九 | 三七 |
| 七月 | 一六 | 三一 | 四七 |
| 八月 | 二四 | 二九 | 五三 |
| 九月 | 二九 | 二六 | 五五 |
| 十月 | 二六 | 四一 | 六七 |
| 十一月 | 二六 | 四一 | 六七 |
| 十二月 | 三三 | 三九 | 七二 |
| 計發令後六ヶ月 | 三三 | 三九 | 七二 |

(大正四年)

| | | | |
|------------------|----|----|----|
| 一月 | 二二 | 一七 | 三九 |
| 二月 | 二四 | 二六 | 五〇 |
| 三月 | 三五 | 二七 | 六二 |
| 四月 | 二六 | 二二 | 四八 |
| 五月 | 二八 | 一七 | 四五 |
| 六月 | 二七 | 二一 | 四八 |
| 計發令後六ヶ月 | 二七 | 二一 | 四八 |
| 計發令後半年を経過して後の六ヶ月 | 二七 | 二一 | 四八 |

即ち禁酒令發布前の六ヶ月間に於ける自殺者數殆ど千二百あつたのが發令後は同期間に於て四百以下となり、略三分の一に減退したのであります。

ノグゴロッド縣知事イスラウキン氏は「全露の禁酒により犯罪の三分の二乃至四分の三にまで減退した」といひ、日本正教會主教セリギー師は露國政府の公報に基き「禁酒令發布以前の露國民の道德と禁酒令以後の道德とは全く異つてゐる」と申てゐますが、禁酒の御蔭で露國民の道德觀念は向上し、犯罪併びに自殺者の數は夥しく減じたのであります。

一國より酒をとり除くに露國の様に皇帝からの命令によつて斷行するのと、北米合衆國の様に多數人民の意向により、投票の結果、町村より始めて郡、州に及ばし、遂に全國を禁酒にするのとの二つの方法があります。而してこれ等禁酒州も、既に述べた露國の場合と同じく禁酒をしたために著し

社會學者曰く犯罪は破格性（特別性、危險性なり）模倣性（傳播性）反覆性（習慣性）加重性（累行性）ありと、眞に然り、犯罪は其の通有性を具備するの外尙ほ潜在性を備ふるを見る、蓋し犯罪は顯在するあり潜在するありて千種萬態なりと雖も、選舉の如きは特別の社會階級に存在し、而も秘密の裡に行はるるを以て、其の事犯の顯在せざるもの多し、故に選舉事犯に對する政策に關しては先づ檢舉の手段に付き考慮する所なるへからず選舉事犯の豫防及び其の檢舉を便利ならしむるため左の規定を設くるの必要あり

第一、届出 警察官署に左記事項を届出てしむべし

- (イ) 候補者
- (ロ) 運動者
- (ハ) 事務所（出張所、休息所を含む）
- (ニ) 本務員
- (ホ) 戸別訪問
- (ヘ) 非公開集會

第二、帳簿備付（出納帳日誌）

第三、臨檢、警察官に選舉事務所を臨檢するの權限を與ふることを要す

第四、立會、戸別訪問又は非公開集會に警察官を立會はしむべし、而して届出を運動者、候補者のみに限局し其の他の届出及び立會を認めざるが如きことあらんか、狹きに失し選舉事犯取締の目的を達すること能はざるべし

選舉の現狀に依り選舉事犯の重なるものを類別すれば

- 第一、主體より觀たる類別
- 一、候補者と候補者との間に行はるゝ犯罪
 - 二、候補者と運動者との間に行はるゝ犯罪
 - 三、候補者と事務員との間に行はるゝ犯罪
 - 四、運動者と選挙人との間に行はるゝ犯罪
 - 五、候補者と選挙人との間に行はるゝ犯罪
- 第二、方法より觀たる類別
- 一、干渉
 - 二、買収
 - 三、妨害

第一候補者と候補者との事犯

候補者と候補者との間に行はるゝ事犯は當選者又は候補者を退讓せしむる場合に生ずるもの多し

- 一、報酬を與へ又は利害關係を利用して退讓せしむる場合
- 二、報酬を與へ又は利害關係を利用して退讓の上運動せしむる場合
- 三、退讓の條件を付して報酬の要求又は利害關係を利用して誘導を爲したる場合
- 四、退讓の上、運動を爲すを條件として、報酬の要求又は利害關係を利用して誘導を爲したる場合

以上の諸點に關し新に規定を設け時弊を廓清するの必要あらん

第二 候補者と運動者との事犯

候補者は獨力以て當選を期するを得ざるに依り、數百の運動者を使用し、之れに多額の費用を交付し、運動に従事せしむ、而して此の間に行はる、犯罪は候補者より運動者を買収する場合と、運動者より候補者を誘導する場合とあり、現行法は買収の方面に重きを置き運動者か候補者に對し(一)買収の要求又は(二)誘導を爲したる場合に關する規定を爲さざるは缺點にあらざるか、蓋し買収の要求は多く輸入候補の場合に之れを見る、即ち運動者と爲るべき有志か、輸入候補者に對し、選挙區に於ける鐵道會社の大株主となるべく要求し之れを條件として運動したる如きは誘導の一例に外ならず、而して之れに對し利害供與若くは利害關係の利用として法律を適用するは事實の自然に反す、現行法は單に買収の方面より立法したるは缺點にあらざるか

第三 運動者と選挙人との事犯

第一、運動者の選挙人を買収する場合は極めて多く、選挙人か運動者に對し買収の要求を爲し若くは之れを誘導するの事例に乏しからず

- 一、買収要求、例へば選挙人か運動者に對し一票に付き三圓差出せば投票すへしと云ふ如し
- 二、誘導、選挙人か候補の運動者に對して寄附を要求する如きは其一例なり

現行法の此方面より立法せざりしは缺點にあらざるか

第二、運動者と選挙人の代理者を以て目すべきもの(有権者に非ず)との間に買収の行はる、事あり、此の場合は運動者と認め得る場合に限り處罰するの外なし

第三、選挙人中の有権者と選挙人との間に行はる、事あり、此の場合に於て該有力者は運動者に外な

第四 候補者と選挙人との事犯

候補者と選挙人との間に行はる、犯罪は左の如し

- 一、買収、候補者と選挙人との間に於て買収の行はる、事甚だし左れ絶無にあらざるべし
- 二、戸別訪問
- 三、非公開集會

現行法は一、の規定あるも二、三の規定なし、戸別訪問、非公開集會を絶対に禁止すへしと主張する論

旨は一は候補者の體面を重んじ一は之れに因つて生ずる悪弊を豫防せんとするものなるべしと雖も、群衆的行動を防遏（特に誤謬の輿論を矯正）する所以の道にあらず、蓋し群衆的行動は劣等なる思想感情を有するを以て演說會場に於て高尙なる理論を説くも無益なることは前述の如し、左れば真に自己の所信を告白し之れを徹底せしめんには個人に對して親しく論明するの外なく、左れば之れを絶對に禁止するは所謂群衆的行動を是認し輿論にあらざる愚論を助長せしむるの危険あり、故に政見告白の必要ある場合に限り、警察官の立會を條件とし之れを許容し以て其の弊害を生ずるの機會なからしむるを至當とす

第五 候補者と事務員との事犯

選舉事務所に於て事務に従事するものは運動者にあらず、左れと運動者として届出を爲すことを得ざる事情あるものは實際運動者を指揮しなから事務員と稱し、選舉に關係なきを裝ふものあり、故に事務員に對しても届出主義を採るを可とす

(未完)

譚 叢

米國 紐育洲 シンシン 監獄訪問記

What of the Prisons A Visit to Sing Sing

(譯者曰く本誌は紐育聯合婦人俱樂部の刊行に係り、昨春同俱樂部長、エイ、テチ、ヒルドンス夫人、メリ、ウツド嬢等が同監獄を參觀せし時の記録なり)

宇都宮 北 筑 生 譯

新に任命されたシンシン監獄典獄トーマス、モット、オスボーン氏は著名の人である。全社會即ち監獄學に關係ある社會では、擧つて監獄の改良に志し、漸次、その實施に努めつゝある同氏に對し、大なる希望を以て、注意を拂つて居る。勿論之れには種々の世評もあり。中には随分酷な評論さへあるけれども、此等は、オスボーン氏の決心を些かも、鈍らせるに足らぬのでした。

氏は最も慎重に、監獄問題を研究し。氏自身が、オーバン監獄に於て、或る期間内、囚人生活をした事さへある。或る時は、苛酷な番人の眼が、自分の後に迫つて來たやうな競々たる感じを味つた事もあり。或る時は、地下牢獄の錆び朽ちた廊下に、十四時間寝た事もあつた或は作業場で働いてみたり。或は他の囚人等と食事を共にして見たり。又日曜日などには寒風の烈しい眞暗な、而かも、氣味の悪い地下室に監禁された事などもあつた。そして、此等の慘憺たる艱難辛苦は、たとへ、自分から試みる爲めに、經驗されたとはいへ、オスボーン氏の心中に、偉大なる強壓的な或る希望を喚起した。それは囚人が、獄中に於て苦しい拘束を受けし結果、悪い心を悔悟せしめ、この社會の一隅に穩健なる生活を、なさしむべきに、却つて、人を見れば喰ひかゝらんとする飢へたる狼の様にしてみまふといふ事のない様に、彼等の生活に一定の組織秩序を興へやうと、云ふのである。

新しい宗教は、必ず、批難の雪崩 (an avalanche of criticism) に遇ふものである。監獄改良の新組織は事實上新しい宗教。……世の人類に取つての人道教 (The religion of humanity) なのである。彼オスボーン氏と雖も、到底、此の新宗教 (New Religion) に對する批難をば、免かれる事は以來なかつた。否、適當な評論のある時には、之を避けようとはせずに、寧ろ自ら求めやうとして居るらしい。即ち氏は批難の起らぬやうな事業は、何の價値もないといふ事を承知して居るのだ。或る人は「今参り二十日」(譯者曰、俗に三日) と評した又或る人は「同胞團」換言すれば、かの囚人團の自治は恐らく永續しないであらう」と云つた。兎も角、多數の人が主張して居る所は、監獄生活の改善は、後に、監獄内の混雜を増す計りだといふにある。即ち「若し人が娑婆に於けると同様の賃銀をば監獄の裡で得るものとしたら、殊に就職難の聲高い今日の事だから、溢るゝ計りに、監獄を賑はずであらう」と断言するものさへあるのだ。オスボーン氏は此等の反對に對して次の如く云つて居る、「自由は何人も欲する所である、故に身を束縛されつゝ、監獄内で賃銀を得るより、假令、飢えても、誰だつて、自由の身を選ぶであらう。彼等にも、社會と同じ賃銀を與へたとして、それが爲めに、監獄が夫れ程混雜する處は、全くないのである。」と。數日前本誌の編輯者は、紐育洲聯合婦人俱樂部長、エイ、エチ、ヘルドレス夫人、及びメアリー、ウッド嬢、アンドルー嬢ジュリア、デッツフレイ嬢と同伴で、オスボーン長官の招待客としてシンシン監獄に赴き典獄の案内で同監獄を隈なく見物した事がある。

◎ 恐しい地下監房 ◎ THE DREADFUL CELLS.

抑モ、我國に於ける監獄の状態を、少しでも知つて居る者は、誰でも我洲文明の一大汚點、即ちシンシン監獄の地下監房が、如何に不愉快極まるものであるかといふ事をよく知つて居るであらう。

河の下になつて居る室の四壁から水が滴るやうな事は決して珍しくない。其處に居る囚人は一日中、骨の髓まで浸み渡るやうな寒氣に、慄えつゝ、幽閉されて居るのである。自分等は、數個の監房を監察して見た。……尤も、自分としては、既に、度々參觀した事もあつたが、それは單なる好意心に驅られて、見たのみであつた、……。

讀者諸君よ、……前面に格子戸を嵌めた石の箱を想像して見給へ。高さ六呎半、長さ七呎、幅三呎四吋の石箱を。……此の箱は格子の嵌つた扉の隙から、僅に入つて來る外、全く光線とてはなく、而してその格子といふものは互に密著して居て、唯丈夫な鐵板よりいくらかよいといふ計りの嚴重なものである。そして、その箱の側面及び天井からは、終日終夜ポタリ／＼と間斷なく水が滴つて居る。諸君よ、……彼の不幸な寄寓者の有様を、心に書いて見給へ。その部屋は手足を思ふ存分延ば

すにはあまり窮屈であらう。己が身丈だけに立上らうとしても、その餘裕もないであらう。固い石の様な床の中で寝返りうつ席もなからう。盲目にならん計りの弱り切つた眼には、神の御光りも見事が出來ぬ。寒氣は彼等の骨身を刺す計り結核病は容赦なく彼等の生命に喰入る計り。或る時は孤獨の淋しさに自分の淺ましい今の有様を自覺して頭も失心す事もあるだらう。そして他日出獄した曉に、此の恨みを晴さうと云ふ、恐しい復讐を外界に向つて誓ふ事もあらう。或は懊み惱んだ頭腦も、上氣して癲癩病院に收容される様な事もあらう。

自分等は數個の監房の中に淋しい室内を裝飾して一家庭の如く見せかけやうとする可憐な企てを發見した。數枚の繪書を濕つた壁に掛けて居る、ものがあつたのである。恐らくは愛人から送つて來た、小さき飾りであらう。斯くの如く囚人等が家庭の如く見せかけやうと欲して居るといふ事は、

監獄内の憂愁を汎溢したのである。自分等が此等の憐むべき寓所を眺めて居た時に典獄は「此等の石箱の中には二人を收容したのもあります。時には床上に三個の寝台を設けて三人も收容する事さへあるのです」と説明した。諸君よ諸君暫く心を落ちつけて考へて見給へ。高さ六呎半、長さ七呎、幅三呎四吋の大きさで、光線も空氣も事實上、除去されたやうな石箱の中に二人乃至三人も收容されて、多數の人から發する悪い空氣を吸つて居るといふ事を。かういふ事は監獄の室内に居らぬ者には殆んど想像もつかぬ慘狀である。そして此等は野蠻時代の遺物である。此の恐しい監獄が採用されて居る限りは決して、無くする事の出來ぬ悲劇である。

◎作業場◎ A WORK SHOP.

自分等が作業場に出た時には、幾分か心地よく感じた。それは作業場だとして古い粗末な、又非衛生的なものであり。又採光も悪ければ、換氣法も不

完全な事に於ては何の變りもないが、其處には歩き廻るべき餘地がある。その上オスボーン氏の着任以來は、大に自由で恩恵も享けて居つたからである。實に地下監房に比して天國の思ひがあつたのも亦無理からぬ事である。オスボーン氏がシンシンに職務を擔當された時に、先づ氣が付いたのはかの作業場が非常に錯雜した憂ふべき問題であること云ふ事であつた。

其處に作業して居つた一百有餘の四人の上に、七人の監督を置いた。しかし彼等は場の秩序を保つのに何の効果もなかつたのである。囚人等は互に相争ひ相闘つた。時には機械を打ち毀したり。粗末ながらも、其處にあつた窓の硝子を破つたりした。或は煙草を喫んで燃え残つた卷煙草の吸殻をこつそりと、眞暗ながらも危険極まる場の一隅に投げ棄てたりした。要するにあらゆる亂暴狼狽が盛に行はれたのである。

オスボーン氏が此の問題を處理した方法は實に氏

獨特のものであつた。或る朝、氏はかの作業場に入つて來て、囚人等に次のやうな講話をしたのである。

「私の告ぐる處の此の作業場は、シンシンに於て最も悪い場所である。諸子は互に、相争ひ、相闘ひ、又あらゆる方面に、規則を破つて來た。七人の監督も秩序を保つに何の效もなかつたやうである。イザ諸子よ、監督が七人も居て尙不充分であるならば、私は寧ろ彼等を廢してしまはふ。今後此の作業場を監督なしにやつて行かうではないか」と。

此の講話は丁度、一大旋風が作業場の中に捲き起つて、格子其他の障害物を吹き去つてしまつたやうであつた。又丁度突然に新鮮な、而かも、力のこもつた一陣の風が、サツと計りに吹き過ぎたやうであつた。囚人等は直立して、そして長歎息をして、包み切れぬ一種の悦びの眼を以て、互に顔を見合せていたのであつた。そして其後は、無意味な

規則違反も全く跡を絶つたのである。

彼等の多くは煙草を好んだ。監獄の制限は、今や彼等から此の嗜好を奪はなくなつた、或は却つてそれを助長するかとも思はれる。典獄オスボーン氏は之を知つて居る。で氏自身としては、どんな場合でも煙草を飲まない程嫌いではあるが、煙草と云ふものに或る味を有して居る以上は、公然とその慾望を満足させ、決して秘密にそんな事をさせたくないと思つて居るのである。そして此の信念のもとに。氏は總ての作業場に居る囚人等に、毎日晝食後十分間は喫煙してもよいと告示した。想へ以前は制限された卑屈な沈悶のうちに、作業場から會食堂へ急いだ彼等は、今や會食堂から外へ出て、新鮮な空氣に満ちた内庭で、十分間も逍遙する事が出來、又、喫みたい時には煙草も喫めるやうになつたのである。彼等は蒼々たる晴空を仰ぐ事が出来る。又、サワサワと音も涼しい川から、やつて來る新鮮な心地よい空氣が、彼等の渴望し

て居つた鼻孔に迎へらるゝ事であらう。友達と共に何の邪氣もなく、談笑する者もあらう。黄酷な番人の氣味の悪い、やゝこもすれば、何事か、心の中を探られるやうな眼付きに、苦しめられる事もなくなつたのである、實に典獄トーマス氏がシンシオンに居る數百の人々から、神の如く崇拜されるのも、豈亦異とするに足らんやである。(未完)

予は看守諸君と語る

典獄 有馬四郎助

(四)

我が親愛なる看守諸君、諸君の地位が有形無形を問はず、相當の待遇を受くべき職務上の必要機關にして、最も重要視せられざるを得ざるものたるは、最早何人も異論なかるべし、而して今や現に其要求が満たされ居や否、理想上より論すれば素より未だ相當の待遇に達せざること、頗る遠しと謂

はざるべからず、之れ洵に諸君と共に予輩の遺憾とする所なれども、熟々又今日の時勢を鑑みる時は、今遽かに其要求の全く満たされんことを望むも、聊か無理の註文たるを免かれざるが如し、故に其邊は宜しく之を諒として、公平なる常識の判斷を要する所ならん。

諸君の地位に相當する待遇の不満足なるや此の如し、則ち此の如しと雖も之を昔日に比すれば、又た實に向上の甚大なるを見るべし、而して其事や現に諸君の身に覺へある所、所謂今昔の感に堪へざる程のものもあらんかと思はるれば、今茲に多く語るの要なし、但此の如きは即ち上に明識ある有力の當局者あり、下に忠誠なる看守諸君の努力あるに、之れ由らすんば非ずして、其功や又た實に没すべからざるもの存するを知らば、道に志ある者誰か感謝の念を禁するを得んや。

予輩は親愛なる諸君と共に、斯かる祝福ある既往を有するを記憶すると同時に、將來も亦た以て推

譚

叢

(五五)

測すべく、以て待望すべきに非ずや、斯くて今日こそは即ち更に活躍奮勵の精神を自ら鼓舞振するに、尤も絶好の場合也と爲さるべからず。

人が能く云ふことに、高く買ふてさへくれれば、其通り高く人物を上げて見せると、こは如何にも道理ある言分であると同時に、又た事實さうのものにてあることは前にも述ふる通りにして、人は多く待遇せらるゝが儘に如何様にもなるもの也されど又た世の中には必ずしも此通りに行かぬ場合も少なきに非ず、即ち横着にも由るべく又た愚鈍にても然るべきかなれども、兎にも角にも買ふてやる丈又は待遇してやる丈の用を、爲さるものあるは事實也。

斯かる横着者や愚鈍の輩のことは、茲に論するの限りに非すと雖も、予輩の聊か語らんと欲する所のものは、所謂人の買ふてくれるを待つて、高く人物を上げんとの論法に就て也、この論法や一見如何にも智者の考に似たりと雖も、決して上乘の

ものご謂ふべからず、寧ろこは愚者怯者の淺慮にして、仔細に人事を観察すれば、案外にも之れ程失敗の因を爲すもの非ざるを發見せざらんや。

古語に曰はすや、與へられんとする者は先づ自ら與ふべしと、予輩の経験によれば此の訓言中には、實に無謬適實の真理あるを疑ふ能はず、蓋し嚴嚴なる因果報の天則は此の如くして現然人間界に行はれ、道德上の本義も斯くてこそ人世を益する所以にして、而して苟くも眞面目に世を渡る人々の生涯には、悉く實驗的に此の語の偽りなき至理至妙の聖訓たるを、悟らしむるものなくんば非らざるべし。

我が親愛なる看守諸君、諸君は今日以上の待遇を贏ち得んためには、須らく先づ自ら與ふる所なくんば非ざるの必要を認めざる乎、予は敢て親愛なる諸君に對し今日の待遇に答へよとは謂はず、更らに進んで待遇の上進を期する爲めには、より以上に其職分の爲めに與ふる所なくんば非らざるを

| 計 | 法 | | | | | | | | | | 刑 | | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-------|----|----|----|-----|----|-----|-------|-------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|-------|-------|
| | 其 | 略 | 住 | 放 | 監 | 逃 | 公 | 監 | 嬰 | 殺 | 傷 | 重 | 瀆 | 偽 | 印 | 文 | 通 | 毀 | 贓 | 橫 |
| 四六、一五四 | 二〇二 | 一八七 | 一、一七六 | 三 | 四三 | 五五 | 二八 | 九 | 三二 | 二、二〇五 | 一、五五〇 | 三一八 | 六一 | 一〇八 | 三三 | 二〇二 | 三五 | 五七二 | 二、二二九 | 二、二二九 |
| 一、八三三 | 一〇 | 二 | 二四三 | 一 | 一 | 一 | 八四 | 一 | 一七九 | 三一 | 二〇 | 六 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 三一 | 三二 | 三二 |
| 四七、九八七 | 二一七 | 七 | 一、四一九 | 三 | 四四 | 五六 | 一〇 | 一 | 一五七 | 一、五八一 | 三三八 | 六一 | 一 | 一四 | 一、一四七 | 二〇四 | 三五 | 六〇三 | 二、二六一 | 二、二六一 |
| 四七、九九七 | 二一六 | 七四 | 一、三三一 | 三 | 四二 | 四八 | 一四 | 一 | 一六二 | 一、五七〇 | 三三九 | 五三 | 一 | 一五 | 一、一六六 | 二〇三 | 三七 | 六〇七 | 二、三三二 | 二、三三二 |
| 五一、一八〇 | 二四〇 | 九三 | 一、六五四 | 〇 | 三五 | 四七 | 一〇四 | 二 | 二〇九 | 二、五八八 | 三六一 | 八六 | 一 | 九四 | 一、四二二 | 二一 | 三四 | 六一〇 | 二、三九五 | 二、三九五 |
| 一六△三、一九三 | 一△ | 三△ | 一三△ | 〇△ | 二 | 八 | 二 | 二△ | 五△ | 三△ | 一△ | 八△ | 一△ | 二△ | 一△ | 二△ | 二△ | 四△ | 二九△ | 一三△ |

大正五年十一月末日現在在監受刑者罪名表

| 罪名 | 受刑者年齡 | | 合計 | 前月末日現在 | | 前年同月末日現在 | | 前月比較 | | 前年比較 | |
|--------|--------|-------|--------|--------|--------|----------|---|------|---|------|---|
| | 十八歲未滿 | 二十歲未滿 | | 現 | 在 | 現 | 在 | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 竊盜 | 二四、九九二 | 八〇〇 | 二五、七九二 | 二五、八一五 | 二七、一三〇 | △ | △ | 二三△ | △ | 三三△ | △ |
| 強盜 | 二、五六四 | 二二 | 二、五八六 | 二、五八二 | 二、八六四 | △ | △ | 四△ | △ | 二七△ | △ |
| 賭博及ヒ富藏 | 二、六六〇 | 一〇四 | 二、七六四 | 二、八〇九 | 二、七七四 | △ | △ | 四五△ | △ | 一〇 | △ |
| 詐欺及ヒ恐喝 | 五、六六四 | 一〇三 | 五、七六七 | 五、七三一 | 六、三二二 | △ | △ | 三五△ | △ | 五五△ | △ |
| 合計 | 四六、五二六 | 一、八九六 | 四八、四二二 | 四八、四二二 | 四八、四二二 | △ | △ | 五九△ | △ | 四三△ | △ |
| 合計 | 四六、五二六 | 一、八九六 | 四八、四二二 | 四八、四二二 | 四八、四二二 | △ | △ | 七八△ | △ | 六八 | △ |
| 合計 | 四六、五二六 | 一、八九六 | 四八、四二二 | 四八、四二二 | 四八、四二二 | △ | △ | 五九△ | △ | 四三△ | △ |

自分の監獄ではやつてないとか、既に改良出来て居るとかといふ感じのあるものもありませうが、私のは大體論と見て御容赦を願ひます。又普通生活と申しても各種の職業やら貧富やら地方の習慣やらで、多少の相違は免れませぬが、私の申します普通生活は、農民又は勞働者の下級生活を標準とするものであります。在監者の多くは此下級生活者であると思ひますから、比較對照の標準點を此程度にしておくのは無理ではあるまいと思ひます。

先づ第一に眼につくのは、在監生活の起床時刻の遅いのであります。尤も四季夫々違つては居りますが、大體から申せば四季を通じて起床時刻は遅いやうに感じます。夏ならば普通のもの、四時又は四時半起床に關して、在監者は五時又は五時半六時の起床になつて居ります。冬ならば普通六時の起床が在監者は七時になつて居ります。就寢時刻は更に相違があります。普通生活では

夏は十時頃が普通で、小さい家などで暑苦しいためには十二時迄も起きて居るやうであります。これは別問題として、先づ十時位のものであらうと思ひますが、在監者の方は八時には寢させます。冬には普通十一時十二時迄は夜業をして居るのであります。然るに在監者の方は七時半位には寢させます。今日の世智辛い世の中では、朝は星を戴いて起き夜は月を踏んで歸る位に勞働してさへも、妻は飢に泣き兒は寒に叫ばんとするの有様であるから、普通生活の夙に起き夜半に臥すといふのは當然であります。在監者の褥中には十一時三十分間といふ長時間であります。流石の彼等も此長時間強制的に褥中に在るの苦痛に堪へずして、早く起き出で、讀書をするか作業をするか何かをして見たいけれども、起床時刻までは勝手に起きられぬ爲めに有難迷惑を感じるの實際であります。殊に未成年者、否多くのものは床中に眼を覺まし

て一時間も二時間もグズ／＼して居る爲めに、不都合な秘密行爲をなすものが甚だ多いではあるまいかと考へられます。此弊害を考へますと、私は常に強制在褥に對して戰慄の感があるのであります。

出獄人を他へ世話をするに、第一困るのは朝起せねばならぬ事と、夜遅くまで寝られぬ事であると申します。如何にも監獄生活で、十時間も十一時間も寝る習慣のついたもの……それも三ヶ月や五ヶ月でなく、三年も五年も習慣となつたものは、容易に調和の取れない事であらうと思ひます。此點から見ましたならば在監者の生活は寧ろ悪習慣を養成する事となるのでありますから、何とかして調和の取れる方法はあるまいかを考へます。

此問題と關係して考へて見たいのは夜業であります。監房の都合で絶対に夜業の出来ない監獄もあるかも知りませぬが、是非やらせたいものであ

ります。普通の生活に於ては殆ど當然の仕事として居りますから、晝間作業のみで夜間を無爲に過させるといふことは誠に勿體ない事でもあり、且つ小人閑居不善を爲すの諺通り、遊ばせておいて碌な結果はありますまい。是非夜業はさせるといふ本則になる事を望みます。さて夜業はさせるものとしても其時間が短くては、徒に手数をかけ費用を損するのみでありますから、成るべく長くする方法を取らねばなるまいと思ひます。之と共に就寢時刻を遅くすること勿論であります。普通の眞面目なる勞働者の事を思へば、晝夜兼行的に勉強させて少しも差支のないのみならず、懲役の本旨にも叶ふこと考へます。

かやうに申しますれば、一面からは屹度看守の不足とか休養の欠乏とかの問題が出るのであらうと思はれますが、それはどうにかなるものでありませう。無論現在でさへも、早出の看守などは随分苦勞して居りますから、此以上の苦勞させやう

といふ事は無理な注文でありませうが、必ずしも看守の休養を妨ぐる程多數の手を要するわけでもありませんまい。夜間の就業時間が一時間位延長されたにしても、少しの繰合せでどうにかなりませうし。起床時刻を一時間早めるにしても、早出の看守を増加しなくつてもよい方法もあります。即ち起床させたものは、適當の時間までは監房内にて禮拜、讀書、靜坐、深呼吸を爲さしめ、光線照射して出房させるも差支なき程度に至つて、初めて出房させる事にしたならば、看守の手は多くを要せずして、出房迄の時間を有効に使用せしめて一面強制在褥の弊害を除くことも出来ます。若しそれ天地微明の時、監房内と雖も起床させておくのは危険であるとの説でもありますれば、それは相愛であると思つてもよからうと思ひます。

○前の夜業問題に關聯したことで社會生活との相違點は在監者の晚餐時刻の早過ぎることであり、尤も一般社會の勞働者は、一日三食といふよ

りは寧ろ四食又は五食のものもありますから、同様にといふことは困難であらうと思ひますが、在監者は夏ならば五時過ぎ、冬ならば三時半過ぎに夕飯を食しますので、夜業をするものには夜間大變空腹を感ずる事になります。何かかして之を今少し遅く與へるやうにしたいものであります。が、工場出役のものは多く工場で食しますから、罷業時刻との關係上困難かも知れませぬが、少し手數でも之を還房後に與へる事にしたならば、都合がよからうと思ひます。(未完)



雜 纂

○囚人に息心調和を行はしむる希望

橋本靈星

息心調和修養法は今や盛に世間に普及し、熱心行ふ者は孰れも心身の強健を得て、精力を生じ克己の力を増し、常に平和を保つを以て其効果をみるに共に、修養するもの日々多きを加ふ、隨て斯道の講演を求むるもの亦尠からず、或は學校の講堂に、或は陸軍の偕行社に、其他二三の監獄に於て署員及囚人に對して講演せしむるあり、而して前二者に就ては姑く措き、監獄の囚人に關することは深く研究を要すべきものと考ふ、去りながら監獄は萬事嚴正にして局外者の窺ふ能はざる所なれば研究の材料を得るに難く、又内部の模様と囚人の動作に就て充分知る能はず、然れども今知り得る限りに於て述べんと欲す。

抑囚人は監獄内に在りて刑の執行を受け、滿期釋放の後長民に復歸すべきが當然なり、行刑の目的も受刑者をして再犯ならしむるに在り、然るに事實は之に反し、犯者を重ぬるもの年々増加するを如何、是れ當局が苦心を極むる所に於て、日夜勵精献身的に努力する

所以なり、又今日の監獄は著しく進歩改良を加へ、典獄看守長以下の署員も無良を選み、又教誨師は孰れも斯學に精通したる識者を任用し、以て一面に峻嚴なる紀律の下に服役せしめ、一面は慈愛に満ちたる教誨を加へ、以て善道に導く、此くの如くして感に服し愛に感じながら、何故に再犯するや、極惡なる習慣犯者を除きては、多くは釋放後の境遇事情より、不得已に至りしと察せらる。歸する所に克己の力弱きに由るものなり。

果して行刑の目的が囚人をして改過遷善再犯ならしむるにあらざれば其目的を達する爲めには如何なる手段を取らば、凡そ法規に反せざる程度に於て爲し得る限り、何物にても其有用なるものは行刑の具として皆之を採用し、受刑者を改善して長民に復歸せしめざるべからず、故に監獄は刑罰執行の目的を達するに有利なりと認むるものは廣く採用し、之を受刑者に對して施すべし、蓋し克己心に力を與ふるは息心調和を行ふに在り、息心調和は簡易にして實行に難からず、實行とは何ぞ、其方法は藤田式修養息心調和法中傳、及同初傳に詳述する如し、乃ち、これか方法形式を誤りなく實行するに於て其目的を達すべし、而して監獄の紀律に違反せざる點といふは、實行する時端座沈黙して行ふに在り、囚人は居房に坐容を整へ、靜肅を守り且つ談話を制せらる、此時に本修養を行はば自ら心の散漫をまよめ、血液の循環を長くし、心身に平和を生じ、これを行ふ久しきに及ぶ時は、所謂人慾を去り天理を存するに至らん哉、勿論容易に其域に到達する能はざるも、日々行ふて止まざれば漸々それに近づく

くこゝを得べく、特に平素教誨さるゝ所の道義を味ふに至り、改心を促すの一助たること、信するなり、加之身體の強健を得ること、又疾病に罹らざる預防たるの益あり、

此方法は身體を動搖することなく、監房に在りて姿勢を整へ、沈黙して行ふゆへ、規律に妨げなきのみならず、靜肅を保ち、一般戒嚴上にも得難なり、囚人は役を罷めて監房に戻り、就寝までの時間中讀書又は許可されし事に従ふことを得るならん、其時間凡そ三十分を割きて調息養養を行へば即ち足れり、又刑事被告人は任意に實行の自由あらん、孰れも規律に妨げなく、却て取締上利益あること、思ふ、今や全國の受刑者男女四萬八千五百餘、刑事被告人男女三千五百餘あり、更に監獄の敷内内地のみにて本監五十二、分監五十五ありと聞けり、監獄の要は亦國家の大事なり、當局者に於ける行刑の目的を達する爲め盡瘁さるゝを想ひ直接に關係なき者も、同胞の爲め一種の修養法を囚人に行はしむる希望より此言を宣す、人の至情また禁する能はず、因て其罪は憎むべきも其人は憫むべし同情の極こゝに至れり、

如上陳ぶる所は餘り大業の權なれども、嘗て神戸監獄に於て囚人に話せしことあり、一二年の後赦免者の談として傳聞する所に依れば、監中息心調和といふ息法を行へり、然るに其御座にて胃腸が癒へば身體も肥へたり、尙同囚中に此法に依りて痛を取りたる者もあり云々、此話に疾病に關するものに過ぎざれども、他の囚人にして精神上に得たる者も必らず多からんと思へり、又大阪監獄に於ても、署員

なる辯舌家なりしか、剖檢上左側鳥葉の發育者しくして、此部は普通人の如くに周圍の廻轉によりて被蓋せらるゝことなく明かに露出し居たりき。學識一世を壓する人々に於ては屢全前頭葉の高度の發達を見る。有名な著作家にして評論家なりしライト及歌學の大家オリグアイアの腦に於ては前頭葉著しく隆起し且其廻轉擴大なりしのみならず下頭葉は常人以上によく發育し居たり。ガウスの腦は前頭葉を溝の迂曲著しくして區分すること困難なる程なりき。單り前頭葉に止まらず、天才者に於ては頭頂葉の著しき發育を見ることも亦稀ならず、此際頭頂葉は多數の副溝及び分岐を出し之が爲め此溝の本來の方向不整となり、頭頂葉表面は一見甚だ複雑なる狀況を呈するに至る。斯る傾向に解剖學者デリッゲンル及化學者リヒツタの大膽に於て最も顯著なりき。其他近時の研究によれば天才者の或者に於ては前頭葉若くは頭頂葉以外の大脳部位の非常なる發達を見ることあるを知る、例へばエヤンゲル、ハンセマン兩氏の檢案によるにヘルムホルツの腦に於ては楔前葉部のみならず隅角廻轉及び珠に緣上廻轉の領域に廻轉並に溝の甚だ複雑なるを認めたりといふ。而して此緣上廻轉は聽覺部に屬し隅角廻轉は聯想裝置の主座する腦部位なり。

ヒス氏がパッハの頭蓋を精査したる結果より見ると、音樂に對する素質の主なる要約は主として此緣上廻轉の異常發育にあることを知る。一方又ビュロー、ローツェンペー、トールベン等の如き卓越せる天才音樂家の頭蓋に頭頂部の顯著なる發育を認めたりと曰はる。更に

の人々に對し講演せし事ありて、其後同監獄は囚人閱讀用として息心調和法初傳數百冊購求されたり、未だ日淺く其結果を聞かざれども必らず効果あらん、

以上の如く息心調和法を監獄に採用し、受刑者及刑事被告人に實修せしむるの利益たることは略ぼ説明せり、局外者として今日斯の如き意見を主張するは、如何にも唐突の様なれども、此の希望を有するが爲めは至て相識る所の司法官又は司獄官に度々談話せしことあり、故に多少の縁因關係を有するを以て然るなり、(眞人)

○天才と其腦

羅馬帝國大學教授 ゲー・ミンガチニ

天才者の大脳が其卓越せる才能に相當する一定部位に於て著しき發育を示すことは甚だ興味ある事實なりき。此種の問題に關する研究は實にリユージンゲル氏が卓越せる辯論家に於ては左側第三前頭廻轉の被蓋部即ち運動性言語像の焦點と名付けらるゝ部位に特種の發達殊に其廻轉の著しき迂曲を證明せしを以て嚆矢となす。是れ表出言語即ち話術の高度なる發達は此腦部位の異常なる發育を基礎とすべし主張を認容するものたる人はあらずと之を實例に徵するも彼の聾啞者に於ては此大脳部位の發育甚しく不良なるに反し、知名の辯論家ガムベッタ、ラホード教授、其他ミュンヘンの能辯法官官等にして剖檢せられたるものは何れも此腦部位の顯著なる發育を示し居たりしセジュアン父子は有名な

又第一及第二頭頂廻轉殊に其中央部の損傷が音樂的言語に對する聽覺障礙を惹起するの例證に鑒みて、此腦部に相當する頭蓋即ち頭頂部の著しき隆起は音樂的言語の發育に關する神經纖維の集中する大脳部位の發育高度なるを證すに推論するも敢て適當にあらざるべし、事實に於ては音樂家コニングの上頭頂廻轉に甚だ擴大にレントツの腦には上・中頭頂廻轉の中央部の高度の發達を認められ、レウカス氏の鋭き觀察は音樂家ロベーン、キルテン二氏の中頭頂廻轉及び上頭頂廻轉後部の著しく擴大且つ迂曲し緣上廻轉も亦甚だ廣く且つ隆起せるを發見せるなり。

是等の事實はエヤンゲル及メビウスが人間の特異なる精神的才能は大脳皮質一定部位の異常に高度なる發育と相關するものなりと揚言せるの正當なるを思はしむ。從て非凡なる眼力を有する天才藝術家に於ては視覺的想像の主座たる後頭葉の特種の發達を推定すべく(ラファエルの頭蓋は後頭部に於て著しき隆起を示したり)非凡なる音樂家換言すれば音樂的聽覺像の異常發達を有すべき人に於ては聽覺像の主座たる頭頂葉の發達最も著しきべきなり。人間の特種の傾向は之に相當する頭頂の一定部位の肥大と相呼應すべし、ふガル及スプルツハイムの骨相學的概念は科學的基礎の上に再び其頭角を現はすを得べきか。(神經學雜誌)

○英國の不良少年

皇帝陛下の御軫念と活動寫眞の取銷

英國內務省の報告に依れば競争開始以來同國に於ける少平犯罪者の数は著しく増加したり内務卿サミュエル氏は其原因として

- 一、戦争に依て獎勵せられたる冒険的風氣
- 二、市街の暗黒
- 三、父の出征に依りて家庭監督が弛緩したる事
- 四、活動寫眞の悪影響

を掲げたり、最近此問題に就て陸軍省内に開かれたる會議に於てサミュエル氏は述べて曰く「少年犯罪の増加は實に容易ならざる問題なり、全國十七の大都市に於て少年犯罪の数は開始前に比して實に三十パーセントの増加なり、竊盜の如きは五十パーセントの増加を示せり、警視廳の報告に依れば十四歳以下の小兒の犯罪は六十パーセントの増加にして一九一四年の犯罪事件千七百八に對して昨年

活動寫眞の檢閲

活動寫眞の檢閲に付て各地方官憲の探りつゝある方針は區々にし

所の幹事にして辯護士なるアレクサンダーウェル氏は曰く「本相談所の事業を遂行する爲めに昨年度は加萬弗の經費を要したり、猶本年度はそれよりも二千弗の増額を要する見積なり、依頼者に勿論極貧者にして其請求金額の如きも普通の開業辯護士に相談して到底相手にされざる程の小額なり、即ち一事件平均五弗を越ゆる請求の如きは極めて稀なりとす、而して其請求の原因は主として詐欺若くは虚偽の結果より來るものにして中には實に悲惨極まる種類のものあり是等の請求金額の回復に依り彼等は一家族の餓死を漸くにして救ひ得たるものあるなり、世には施療病院ありて貧民の病氣を治し居るもの多しと雖も如何なる病氣と雖も不正義を蒙れるより起る危険思想ほど社會に危険なるはなし、不正義を蒙りて其匡救を得ざる人民は其思想往々無政主義に傾き復讐的に社會を呪詛せんとする者比々皆然り、本相談所は此危険思想の原因たる社會的弊害を除去し以て貧民の一時的若くは永久的の慰安と援助とを供給することに於て確かに有效なる成績を挙げつゝあるを信するなり、相談所の事業を養成して臨時的若くは永久的の援助を與へつゝある辯護士は目下百名以上に達し且つ有志者にして相談維持費として應分の寄附を爲す者も年々増加しつゝあり、此種の救護事業は本相談所を以て全國の嚆矢とし近來之に倣ひて各地に同様の相談所の設定を見るに至れるは喜ぶべき現象とす」云々(法律新聞)

すべき看板及び帖札等にも徹底したる取締を加ふる旨を提議したり、要するに少年犯罪の増加は其理決して小兒に歸するに非ずして小兒を斯くの如き邪道に陥らしむる周囲の事情一換言すれば小兒を導く可き方針の誤れるより起り來れるものとす、戦時の際に於て吾人は殊更ら冒険的風氣を抑制するの必要を見ず、吾人は只健全なる一定の方針を以て、小兒を善導するの一途あるのみ、

少年義勇隊組織の效果

國會議員サー、ロバート、バデン、ホウエル氏は少年義勇隊の組織を擴張することを以て有力なる少年犯罪預防策の一なりと主張せり、現にパーミンガム市及び其他の都市に於ては義勇隊の集會のある毎に各隊員をして一名宛の所謂不良少年を客人として同道すべきことを命じ是等の不良少年を感化して知らず識らずの間に隊員たらしむるの方法を採り居れりパーミンガム少年義勇隊は此方法に依り開戦以來二千人の不良少年を加せしむるに至りたる好成績を示せり、

○昨年度紐育貧民法律相談所の事業

紐育アロードウェー街の貧民法律相談所は昨年十一月を終期とする過去一年間に於て約三萬八千八百人の貧民事件を取扱ひたり、同相談

○屠蘇綺言

法聲散史

○改曆履端

天祖基を開き玉ひてより皇統連綿として二千五百七十七年斗柄丁巳に移り乾坤

軸を回へし大正の聖世茲に第六の新春を迎ふ瑞暉を映し、影は國旗の竿頭に昇り祥鶴空に翔り芙蓉の山色正に玲瓏、四海均しく太平の氣象を仰ぎ億兆争ふて新歲の光輝を瞻る、噫歐洲の大戦今正に闌にして貔貅千萬互に相殺戮し腥風慘雨戰場を掩ふこと幾百里獨り我國極東に位して長く肉飛び血流るゝの慘害を被らず興國の氣運次第に揚る予も亦此天壤無窮の聖世に遭遇し吉且三献陶然として茲に新歲の樂事を敘するを得豈又多幸多福ならずや

○温故知新

故を温ねて新らしき年の始を知らしむるは初老散史の役目なるべく先づ新年の

故事を語らんに明治五年十一月九日太政官令第

三百三十七號を以て左の如く布達せられたり

一 今般太陰曆を廢し太陽曆御頒行相成候に付
來る十二月三日を以て明治六年一月一日と

被定候事

一 明治十一年三月六十五日十二月に分ち四年毎
に一日の閏を置き候事

一 時刻の儀晝夜半分二十四時に定め子刻を午
刻迄を十二時に分ち午前幾時と稱し午刻よ

り子刻を十二時に分ち午後幾時と稱し候事

爾來平均三百六十五日後の日を以て元旦と定め

一 休和尙の所謂「冥途の旅の一里塚」たる門松

を戸毎に樹つることとなり、内には吉旦の蘇酒

を祝ふ、昆布、鰯、花松魚に屠蘇三獻と云ふの

が古來から三旦の儀式になつて居る、個は一年

の始に於て騒奢を戒むる爲めに其誼として設け

られたものであるが、國運隆昌の新年には是等

の故事に御構なく、蘇酒三獻は愚るか十獻十五

獻を重ね殊に迅速と簡易を標榜し、屠蘇を捨て

を錯まらざるは智なり、醒めて相勸は義なり、

盃を舉げて主君尊親の萬福を祝するは忠なり孝

なりと説けり、是正に上戸黨の六輪にして猩々

派の王客なり、以て酒客の城壁を堅くし甘黨の

敵壘を粉碎するを得べし、左れど眼を据え容を

正し仔細に酒の八行なるものを考ふるに是皆君

子の酒にして所謂酒聖なるもの、之れを千萬人

に求めて一人を獲るは難し、長谷雄郷の賜酒記

を閲するに、延喜十一年六月十五日亭主院に酒

を賜ひ、勅して二十盃を限りとす、召に應ずる

もの僅に八人、參議藤原仲平、兵部大輔源嗣、

右近衛少將藤原兼房、藤原俊蔭、出羽守藤原經

邦、兵部小輔良峯遠視、左兵衛佐藤原伊衡、散

位平希世等なり、此の内希世は門外に酔倒れ、仲

平は殿上に小間物店を開き、其餘の徒も我を忘

れて言舌戻らず、足は地を踏まず、伊衡一人竟

に亂れず抽賞として駿馬を賜はれりと、以て酒

聖の難きを知るを得べし、若夫れ酔て眼を瞋し

、直ちに正宗を呼ぶのが文明の新春であり、三
旦も次第に延ばされて二十日正月と稱し月末に
まで御慶が目出度も延長される、而も其間に於
て尤も多く用ゐらるゝのが櫻正宗であり月桂冠
であり白鷹であり戰勝國の發展とは酒肥の謂で
あると酒屋の番頭の快氣焰……………事實相違無
之候……………

○酒可飲

不可飲、酒は百藥の長なりと稱す
れども其長は貧の病を醫するに足らず、將又天
然の美祿なりと持て囃せども、飲で産を産るに
至らば却て人間の微祿者とやならん、蘇東坡が
洒落て愁を掃ふ玉筯なりと稱せしは長尻の酒客
に立てし筯を言ひしものにして、佛徒が般若湯
と崇めたるは其香の徒らに高くして緇衣に包ま
んよしもなく他目を憚る方便なり、扱又古人は
酒に八行ありと稱し、酒を酌て人を愛するは仁
なり、盃を舉げて客を饗するは信なり、酔て身
を忘るゝは勇なり、賓主相讓るは禮なり、本性

肘を張り、親友を罵て義を失ひ、醒て平蜘蛛の
如くに勸辨を乞ひ勇を失ひ、一步は高く一步は
低く跟々踏々として溝に落ちて智を失ひ、愚痴
上戸の同じ事を繰り返して信を失ひ、卷舌の大
胡座長者の前に涎を流して禮を失ひ、満員の電
車に酔倒れ老者に席を譲らずして仁を失ひ、一
月の俸給も只反吐一つに吐き散らして忠孝兩つ
ながら全からず酒には寧ろ八失ありと云ふべ
し、豈慎まざるべけんや左れど和漢の故事を按
ずるに神代に於ては素盞鳴尊八甕の酒を造らせ
賜ひ、唐土に於ては禹王又儀狄に之れを命ず、
而して今や百官佳節に酒饌を賜り萬民盃を舉げ
て天長地久を祝す、古より鬼神を祀り福徳を祈
り、老を扶け歡を盡す、百福の會も酒ならざれ
ば行はれず、論じて茲に至れば酒の酔の廻るが
如く利害は循環して遂に底止するところを知ら
ず故に曰く、酒可飲不可飲

○貴不可喫

夜道の旅のねふたきとて、腰に

茶瓶も提げられず、秋の寢覺の淋しきとて、棚の餅にも手の届かねば、只この煙草の友となること、琴、詩、酒の三つにも優るべけれ、雲雀なく空のごかに、行先の渡場とひながら鳥打の煙管にがん首さしあわせて、一ふく吸付たる心こそ、漂母が飯の情よりうれしさはまさらめ、むね煙草の徳もむかしより人のかぞへ古して、今更いふもくごければ、只此類の品定せむに、酒は富貴なるものなり、茶は隱逸なるものなり、煙草はさしづめ君子の番にあたりて、用ゆる時は一座に雲を起し、しりぞく時は袖のうちに隠る、こゝに神龍の働ありと云ふべし、下戸と妖物は世にすたれて、下戸は猶少からず、今や稀なるは煙草嫌にして、野にも吸ひ由にも吸へば煙草入の風流日々にかんに、煙管の物すき年々にあたらしく、若輩の目を迷はせども、楠が金剛山の壁書を見て思ふに、煙草ははさがぬを専とし、煙管はよく通り、灰吹はころばぬを最

上とこそ、されば色みへてうつろふ花の人心にも、畢竟そのものの本情を儀を失はざれどなり」とは也有がものせし有名なる喫煙の説なり、煙草遂に廢すべからざるか、知人某夙に也有の説に心酔して多吸多喫金天狗なる稱號を受くるに至りしが其後感ずるところあつて禁煙黨に投ず、固より也有の煙論を打破するに足らずと雖も、知人の談又一服の價なきにあらす其經過談に曰く
 子中年にてし煙草を好み、業を卒へ、判事の職に就きし頃嗜好は其極に達す、午前八時登廳して午後四時退廳す、其間岩谷製造の金天狗と稱する五十本入の煙草を吸ふこと正に二箱、法廷に立てる時間を控除すれば約三時間にして百本を吸ふの計算なり、然れば子の傍なる火鉢は常に吸口の山を成し、室内は烟の爲めに朦朧として五里霧中に在るが如し、給仕は口善悪なくも子に金天狗なる尊稱を捧ぐるに至る、爾來紙卷の

サンライズに星移り、官營の煙草に物變りぬれご子の嗜好の度は毫も衰へず、朝日、大和、敷島を吸ひ向上發展して遂に富士に及ぶ、而して富士を吸ふこと日に三個、友人洒零て三個、一の富士なりと云ふ、或は煙草の烟に蔽はれて狭き額の見へざるを意味するならんか、要之するに子の過度なる喫煙は上戸の所謂梯子酒の如く進展して底止するところを知らず、次第に外國製の葉巻に及ばんとしたりしが、某先輩類にニコチン中毒を説き健康を論じて禁煙を迫り、間餘を隔てたる對話に於て煙草の臭氣紛々たること恰も泥酔者の酒息を嗅ぐが如く、人をして不快の感を抱かしむ、泥酔は一時にして煙臭は永久なり何ぞ交際術を思はざるやと、山妻は又般に新衣の膝の燒穴を指摘して愚痴數千言、鏡に對すれば前齒四本と全齒の裏は漆の如く變色し檳榔樹を嗜む土人と撰ぶところなし、茲に於てか少しく軟化す、折柄某ドクトル新に歸朝しニ

ニコチン中毒を説く類に、ニコチンは煙草中に含有する劇甚なる毒物にしてマニラ煙草一本中に存在するニコチンを以て優に四人の生命を奪ふに足ると云ふが如き舶來の説明を試み子の舌端を寒からしめ内外呼應して遂に子を禁煙軍に投ず、薄荷パイプ、ゼム、仁丹、キャラメル等兒戯に類する緩和劑を経て今は一バシの禁煙家と成り濟まし御客の吸ふ煙草の烟も全く平氣に之を視るに至る、雲烟過眼視すとは是これの謂なり

○教育と犯罪

草 聲 子

倫理を申明して徳性を涵養するは教育の本旨にして而かも人物陶冶の極致なり。然れども現下に於ける我國教育制度に關如せる所は此點に於て未だ充實せる施設乏しきが如し。故に高等學府より小

中學及び其他の各種専門學校に至るまで。徒らに牟利の速かならんことを是れ競ふの結果他の學術技藝は精研深鑿頗る造詣の見るべきものあるに拘らず。所謂人格問題に至ては賤劣卑陋毫も尊崇すべきものなきは、方今の青衿者流中殆んど一般の習風なるか如し抑も亦痛惜に勝ゆへけんや。夫れ外り士女に論なく。徳操道義の其心術を規制するなく。倫理綱常の其情意を董督するなからんか。所謂行屍走肉のみ、故に假令ひ力學精通する所ありと雖も。單に文藝に長する卑人のみ、法理を談するの俗博士のみ、建築に通するの賤士のみ美術を解するの傀儡のみ、何を以てか世の上位に立て長く他の敬仰を集むるに足らんや。是れ其失蹇を速かならしめて一世の嘲笑を遺す所以なり噫。

蓋し教育と犯罪とは古來密接の關係を有するは。敢て吾人の喋々を須たさるも。其關係の主眼的題目は即ち教育ある者は犯罪を取てせずといふ結論

を點出する是れなり。然り從來の統計に據り之を細觀するや其言の決して虚誕ならざるは勿論。尙ほ將來に向ても此斷定は多く舛錯せざるべし否な吾人は益々此理論の確約に優良に保続し了せんことを翹望して止まざるなり。然るに大正四年度に於ける司法省刑事統計は吾人に語るらく曰く確定判決を経たる被告總人員十五萬九千八百四十一人にして、内高等教育を受けたるもの九十人中教育を受けたるもの八百八十六人普通教育を受けたるもの二萬三千八百九十三人、文字の讀み書きを爲し得るもの三萬三千七百三十七人、全く教育なきもの一萬六百七十二人其他不明にして高等及び中等教育を受けたるもの、受刑者年々増加の傾向あるは注目し値ひすとは經世家の嘆惜する所なり。

方途に向て善用するに由なく。利を以て誘ふあれば倉皇として之に走り。大名の下に羅致すれば卒爾として之に趣き。復た操守節制の何者たるを辨せず。昨は吳客に狎れ今は越人に満媚を呈すると一般、本領果して那邊にか存する主張の一斑たも之を知るに由なきは實に字を知り文を解する者の滔々たる流風ならずや。況んや是れより更らに下層に在る徒輩に於てをや、其鬼と爲り賊と爲らざる者は幾んど稀れなり。

然りと雖も吾人は之れを倚偏せる教育の罪とのみ稱せず。世の青年士女を騙て虚榮幻華の深淵に沈淪せしむる者は實に現社會の事情是れなり。看よ數年に亘る歐洲の大戦は我に干戈の接觸多からざるも、商工業の物資的派及は誠に未曾有の事相たれば其機に投し産を興し業を擴むること莫大にして瞬間に鉅萬の利殖に醉へるの徒其幾千百人たるを算すへからざるを、蓋し此現象たる一方社會を毒し人心を麻痺せしめたる主たる原因ならずと

せんや。吾人は前示せる刑事統計の數字に徴し。教育と犯罪の關聯に付き聊か研究の價値あるを察し。序次を設けて溯回するや、道義の眞髓を經とせざる雜駁なる講學の餘弊と墮廢せる社會現象とは兩々相觸れて。竟に悲しむべき結果を來たせるを認識し筆を投して慨然たる者之を久しふす。(一月十日稿)



通信

○前橋通信

前橋監獄にては客月十日午後二時より職員家族會を開きたるか時年末に差迫り各自の家庭に於て極めて多忙の時期なるに拘らず出席者は職員を始め家族等約二百三十名に達し從來になき盛會を極め先づ藤原教誨師より開會の辭及び先般典獄か會議の爲め上京の際久保田元監獄局長より態々本會の爲めに書籍を寄贈せられたる趣を披露し續て一場の講話あり次に渡邊典獄は久保田元監獄局長か本會の爲めに多大の同情を寄せられ殊に世人の容易に得られざる貴重書籍を寄與せられたる次第を陳へ更に家庭に於ける子弟教養の經驗談より其注意すべき要點を説きて一同の注意を促かし最後に本會の將來に對する希望を陳へ次て生三教誨師よ

○廣島便り

廣島監獄に於て今二十七日午後零時七分非番看守總員(百十一名)に對し非常召集を行ひたるか同零時三十四分今野看守を先登第一とし析柄紛々たる飛雪を冒して續々應召し會議室に於て一々服裝及携帶金品の點檢を行ひ午前二時七分之を締切り(千時應召者百三名)典獄は一同を整列せしめ優等模範者及劣等者を呼出し良否兩面に就て講評を加へ且つ非常事變に處する心得を訓授し終つて一同に對し豫て用意せる粥食を給して暖を取らしめ解散せり千時午前二時四十分而して締切後召集狀配布者たりし殘員全部到着し其成績良好なりし

○德島便り

德島監獄にては去十二月十日在監死亡者のため市

内真宗寺院住職諸氏を招きて追弔法會を執行せり、當日來賓として知事代理檢察正裁判所長等の高官十數名列席せられ先づ午後一時の號鐘と共に典獄は追弔法會執行の旨を告示し同時に真宗無蓋協會幹事能仁達朗氏を導師として七名の僧侶は伽陀三普請勸誦阿彌陀經念佛下高座文回向等嚴かなる讀經をなす、次に大月典獄梅林教務主任の焼香及び弔詞並在在監囚總代の焼香あり、焼香終るや梅林教務主任は設けの演壇に進み講師として大阪監獄教務主任高安博道氏を紹介し次て高安氏は嚴肅なる風姿を壇上に運ばれ修養の根底に就て滔々熱辯を揮はるゝこと約一時間言々句々肺腑より出で爲めに滿堂數百の罪囚は恰も酔えるが如く歎歎の聲さへ跼からざりき、右了て典獄は閉式を告げ夫れより引續き事務所樓上に於て來賓一同に對し茶菓の饗應あり一同の退散正に午後四時なりき。

彙報

○受刑者の逃走

東鳴監獄在監受刑者竊盜懲役四年六月佐藤順市は客年十一月十九日午前六時半より同囚四十一名と鍛冶工就業中旋盤回轉の動力軸に注油中看守の隙を窺ひ間仕切を踰越して衣類取扱所に至り在監人用雨具一枚を竊取し作業衣着用の儘工場東出入口より脱出して西非常門の南方に至り索繩に鉤を付したる如き器具を投じて核化解の外端に打懸け懸登して更に鉤を内端に懸け踰越逃走せり。

○在監者の縊死

安濃津監獄在監竊盜懲役三年受刑者平尾保次郎は昨年十一月三十日午後二時半頃居房に於て作業用品を以て麻紐を造り之を頸部に結付け貯水桶を踏登し其一端を監房格子に結束し縊死を遂げたり死因は犯罪を悔したるなり。

○刑事被告人の變死

大阪監獄分監在監竊盜事件被告人、東口ユキは客臘十七日午後五時頃居房に於て自己の繼子河を首に巻き其兩端を監房四本目の房欄の上部に結束して縊死を爲せり原因は犯罪を悔ひたるものなり。

○受刑者の縊死

富山監獄津山分監在監文書變造行使詐欺未遂懲役一年受刑者福光三は去月十五日午後七時半頃監房格子西より二本目と三本目の間便所敷石より高さ五尺九寸の箇所にある

叙

任

給六級俸 同 (東京) 求 檜 松
 同 (東京) 西岡三郎
 同 (福島) 今井 決
 同 (函館) 松山邦助
 同 (同) 佐藤省吾
 同 (小菅) 景山榮志
 同 (山形) 波邊順次郎
 同 (十勝) 坪井菊之助
 同 (岡山) 室井安太郎
 同 (十勝) 奥村 輝
 同 (名古屋) 會田德次郎
 同 (東京) 和田太郎
 同 (山形) 村上定平
 同 (千葉) 大島德治
 同 (青森) 西村重五郎
 同 (長野) 岩館久榮
 同 (京都) 和田岩雄
 同 (同) 横田長右衛門
 同 (甲府) 金子利義
 同 (千葉) 佐藤 貞文
 同 (東京) 吉田源太郎

給七級俸 同 (東京) 廣 渡 秀 緒
 同 (同) 野村要太郎
 同 (同) 生天目外作
 同 (盛岡) 渡邊理一
 同 (東京) 關 毅
 同 (廣島) 尾原 始
 同 (長野) 荏澤雅雄
 同 (秋田) 三浦小助
 同 (青森) 双木文四郎
 同 (長崎) 村上徹志
 同 (同) 香椎豐次郎
 同 (浦和) 齋 藤 涉
 同 (福岡) 田中俊輔
 同 (大阪) 山中鐵一
 同 (京都) 山 本 勝
 同 (三池) 松本千代吉
 同 (宮城) 水谷孝彦
 同 (同) 小長井喜太郎
 同 (秋田) 細川嘉吉
 同 (大分) 柳田勘四郎
 同 (熊本) 古川喜六
 同 (福岡) 藤野秀實

給八級俸 同 (東京) 廣 渡 秀 緒
 同 (同) 野村要太郎
 同 (同) 生天目外作
 同 (盛岡) 渡邊理一
 同 (東京) 關 毅
 同 (廣島) 尾原 始
 同 (長野) 荏澤雅雄
 同 (秋田) 三浦小助
 同 (青森) 双木文四郎
 同 (長崎) 村上徹志
 同 (同) 香椎豐次郎
 同 (浦和) 齋 藤 涉
 同 (福岡) 田中俊輔
 同 (大阪) 山中鐵一
 同 (京都) 山 本 勝
 同 (三池) 松本千代吉
 同 (宮城) 水谷孝彦
 同 (同) 小長井喜太郎
 同 (秋田) 細川嘉吉
 同 (大分) 柳田勘四郎
 同 (熊本) 古川喜六
 同 (福岡) 藤野秀實

給九級俸 同 (東京) 廣 渡 秀 緒
 同 (同) 野村要太郎
 同 (同) 生天目外作
 同 (盛岡) 渡邊理一
 同 (東京) 關 毅
 同 (廣島) 尾原 始
 同 (長野) 荏澤雅雄
 同 (秋田) 三浦小助
 同 (青森) 双木文四郎
 同 (長崎) 村上徹志
 同 (同) 香椎豐次郎
 同 (浦和) 齋 藤 涉
 同 (福岡) 田中俊輔
 同 (大阪) 山中鐵一
 同 (京都) 山 本 勝
 同 (三池) 松本千代吉
 同 (宮城) 水谷孝彦
 同 (同) 小長井喜太郎
 同 (秋田) 細川嘉吉
 同 (大分) 柳田勘四郎
 同 (熊本) 古川喜六
 同 (福岡) 藤野秀實

給十級俸 同 (東京) 廣 渡 秀 緒
 同 (同) 野村要太郎
 同 (同) 生天目外作
 同 (盛岡) 渡邊理一
 同 (東京) 關 毅
 同 (廣島) 尾原 始
 同 (長野) 荏澤雅雄
 同 (秋田) 三浦小助
 同 (青森) 双木文四郎
 同 (長崎) 村上徹志
 同 (同) 香椎豐次郎
 同 (浦和) 齋 藤 涉
 同 (福岡) 田中俊輔
 同 (大阪) 山中鐵一
 同 (京都) 山 本 勝
 同 (三池) 松本千代吉
 同 (宮城) 水谷孝彦
 同 (同) 小長井喜太郎
 同 (秋田) 細川嘉吉
 同 (大分) 柳田勘四郎
 同 (熊本) 古川喜六
 同 (福岡) 藤野秀實

一級俸下賜 同 教誨師(豐多摩) 河野純 孝
 二級俸下賜 同 (葉鴨) 武田 慧 孝
 同 (神戸) 佃 繼 見
 同 (東京) 磐井宗成
 三級俸下賜 同 (廣島) 三上厚之
 同 (松山) 近藤哲雄
 同 (山形) 原 善 聰
 同 (鹿兒島) 敬山祐賢
 同 (前橋) 生三俊隆
 同 (十勝) 湯口温雅
 同 (函館) 平塚龍嗣
 同 (福島) 原 卓 一
 同 (監獄醫(山形)) 石山 憲重
 同 (長野) 小々高一左衛門
 同 (長野) 三光 道 生
 同 教誨師(甲府) 杉野喜祐
 同 典 獄(大阪) 大野四郎五郎
 同 (金澤) 宮城長五郎
 同 司法省参事官 江澤精造
 同 典 獄 江澤精造

監獄醫ヲ命ス五級俸下賜長野監獄勤務ヲ命ス
 同 (長野) 小々高一左衛門
 同 教誨師ヲ命ス七級俸下賜甲府監獄勤務ヲ命ス
 同 典 獄(大阪) 杉野喜祐
 同 (金澤) 宮城長五郎
 同 司法省参事官 江澤精造
 同 典 獄 江澤精造

監獄醫ヲ命ス四級俸下賜山形監獄勤務ヲ命ス
 同 (長野) 小々高一左衛門
 同 教誨師ヲ命ス七級俸下賜甲府監獄勤務ヲ命ス
 同 典 獄(大阪) 杉野喜祐
 同 (金澤) 宮城長五郎
 同 司法省参事官 江澤精造
 同 典 獄 江澤精造

監獄醫ヲ命ス三級俸下賜山形監獄勤務ヲ命ス
 同 (長野) 小々高一左衛門
 同 教誨師ヲ命ス七級俸下賜甲府監獄勤務ヲ命ス
 同 典 獄(大阪) 杉野喜祐
 同 (金澤) 宮城長五郎
 同 司法省参事官 江澤精造
 同 典 獄 江澤精造

監獄醫ヲ命ス二級俸下賜山形監獄勤務ヲ命ス
 同 (長野) 小々高一左衛門
 同 教誨師ヲ命ス七級俸下賜甲府監獄勤務ヲ命ス
 同 典 獄(大阪) 杉野喜祐
 同 (金澤) 宮城長五郎
 同 司法省参事官 江澤精造
 同 典 獄 江澤精造

監獄醫ヲ命ス一級俸下賜山形監獄勤務ヲ命ス
 同 (長野) 小々高一左衛門
 同 教誨師ヲ命ス七級俸下賜甲府監獄勤務ヲ命ス
 同 典 獄(大阪) 杉野喜祐
 同 (金澤) 宮城長五郎
 同 司法省参事官 江澤精造
 同 典 獄 江澤精造

看守長任用試験委員ヲ命ス
 同 (京都) 石澤 信 次
 同 (福岡) 米倉 忠 治
 同 (十勝) 長山又四郎
 同 (東京) 小野賢次
 同 (大阪) 服 正 浩
 同 (長崎) 香椎豐次郎
 同 (宮崎) 下川 彌 八
 同 (奈良) 須 藤 環
 同 (大阪) 井上松太郎
 同 (札幌) 藤 居 福 虎
 同 (古屋) 齋 藤 龜 市

看守長(福岡) 廣 渡 秀 緒
 看守長(神戶) 須 藤 環
 看守長(安濃津) 井 關 鈴 生
 看守長(宮崎) 下川 彌 八
 看守長(長崎) 香椎豐次郎
 看守長(奈良) 井上松太郎
 看守長(大阪) 安 東 福 男
 看守長(札幌) 藤 居 福 虎
 看守長(古屋) 齋 藤 龜 市

司法省監獄公文

○司法省監獄甲第七四四號ノ一(大正五年十二月二十三日)
(各典獄監獄局長通牒)
 大正二年六月司法省訓令第二號監獄統計小票取扱
 規程及様式中受刑者入監小票父母ノ前科欄ノ次ニ
 左ノ通追加シ大正六年一月一日ヨリ施行相成度

| 科 | 前 | | 近 | | 最 | |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| | 出監日 | 執行 | 刑期 | 罪名 | 刑期 | 罪名 |
| 出監後再犯ニ至ル期間 | 三月未滿 | 六月未滿 | 一年未滿 | 二年未滿 | 三年未滿 | 四年未滿 |
| | 三月未滿 | 四年未滿 | 五年未滿 | 五年以上 | | |
| | 年 | 月 | 日 | 事由 | 出監 | |

記載例

最近前科欄ニハ禁錮以上ノ前科ニシテ最近執行ヲ了ハリタルモノヲ記入ス
 最近前科カ二刑以上引續キ執行シタルモノナルト

キハ其罪名、刑名刑期ヲ執行ノ順序ニ從ヒ全部之ヲ記入ス
 出監日ハ現實ニ出監シ又ハ資格異動ノ典獄局長庫日ヲ記入ス
 出監事由ハ受刑者出監小票ノ取扱ニ準シテ記入ス
 出監後再犯ニ至ル期間欄ニハ前科出監日ヨリ再犯罪行爲アリタル迄ノ期間ヲ曆ニ依リ算定記入ス
 右依命及通牒候也

○司法省監獄甲第七四四號ノ二(大正五年十二月二十三日)
(各典獄監獄局長通牒)
 今般監獄甲第七四四號ノ一ヲ以テ監獄統計小票取扱規程及様式中追加相成候處從來ノ小票ニシテ現存スル間ハ同小票入監事由ノ項餘白ニ右追加事項ヲ記入使用相成度此段及通牒候也
 ○司法省會甲第二、三、五號(大正五年十二月二十九日)
(各典獄監獄會計課長通牒)
 裁判所會計事務章程第四十一條監獄會計事務章程第十九條ニ依リ認可書寫ト共ニ地方長官ニ送付ス
 一 關係書類竝ニ報告方ノ件ニ付左ニ
 一 地方長官ニ送付スヘキ關係書類左ノ如シ

一 義務ノ原因及金額ヲ認ムヘキ契約書、決議書又ハ命令書類

二 資力調査ニ關スル書類

三 一部納付ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ金額納付年月日及引繼金額ヲ明ニシタル計算書

四 納入ノ編入願書(別記第一號様式ノ通)

五 納入ノ債務證書(別記第二號様式ノ通)

二 連帶債務者ニシテ債務者ノ住所地ヲ管轄スル地方廳二個以上ニ涉ル場合ニ於テハ適宜其ノ一ヲ主管廳トシ他ヲ非主管廳トシ主管廳ニハ前項關係書類ノ原本ヲ非主管廳ニハ其ノ謄本(主管非明示)ヲ送付相成度

三 前項ノ場合ニ於テ引受ノ通知アリタルトキ提出スヘキ報告書ニハ主管廳非主管廳ノ區分明記相成度

右依命及通牒候也

第一號様式

据置(定期)貸編入願

一金何程

但何々(債務原因ヲ記載セシムルコト)
 右ハ拙者無資力ニシテ生計困難ノ爲直ニ納付難致候間資力回復ノ時期ニ辨濟スヘキ据置貸(左記ノ通分賦辨濟スヘキ定期貸)ニ御編入相成度此段願上候也

年月日 住所

何某印

會計事務管理者(典獄宛)
 備考：定期貸ニ付テハ分賦辨濟額及期限ヲ左ニ記載セシムルコト

第二號様式

印紙 證

一金何程

但何々(債務原因ヲ記載セシムルコト)
 右債務金額何年月何日据置(定期)貸ニ御編入相成候ニ付テハ資力回復ノ上ハ無相違(左記ノ通無相

違分賦)辨濟可致候也

年月日 住所

何某印

會計事務管理者(典獄)宛

備考 定期貸ニ付テハ分賦辨濟金額及期限ヲ左

ニ記載セシムルコト

左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○監獄會計事務章程第一章(總則)ノ要旨

一、從前ハ典獄ヲ以テ物品出納命令官トストノ規

定アリシモ本章程ハ典獄ハ物品出納ノ命令ヲ爲

スヘシト規定シ物品出納命令官ナル職名ヲ廢止

セリ(監獄會計事務章程第二條第一項參照)

二、從前ハ物品擔當者ヲ各部局ニ置キシモ本章程

ハ之ヲ廢止シ物品會計官吏ヲシテ直接ニ物品ノ

受授ヲ爲サシムルコトトセリ

三、有形ヲ變更スル修繕工事ニシテ一廉五十圓未

滿ノモノハ經費豫算内ニ於テ支辨シ得ル場合ニ

限リ經伺ヲ要セサルコトトセリ(監獄會計事務

章程第八條參照)

四、物品ノ贈與ヲ受クルノ決定ハ經伺ヲ要セサル

コトトセリ(監獄會計事務章程第十條參照)

五、土地建物ノ貸借期限滿了ニ至リ繼續セントス

ル場合ニ於テハ直ニ契約ヲ締結シ届出セシムル

コトトセリ(監獄會計事務章程第九條參照)

○恩赦及懲戒又ハ懲罰ノ免除ニ關スル勅令ト恩給

退隱料等トノ關係

大正元年勅令第二十三號及同年勅令第三十號ニ於

テ恩赦又ハ免除ハ將來ニ向テ之ヲ行フコトヲ明記

シ加之既成ノ效果ヲ變更スルコトナキ旨ヲ明示セ

ラレアルヲ以テ明治三十年勅令第十四號ニ依ル免

除ノ如ク既往ニ溯テ效力ヲ有スルモノニ非ス故ニ

之カ爲恩給、退隱料退官賜金又ハ退職給與金ヲ受

クル資格ハ復活スルコトナク又其ノ遺族ニハ扶助

料ヲ受クルノ權利ヲ發生スルコトナシ且ツ免官、

免職、失官、失職以前ノ在官年數ハ恩給又ハ退隱料

ノ年數ニ通算スルヲ得サルモノトス

監獄局長谷田三郎君講述

免囚保護事業に就て

實費金貳拾錢
を以て頒つ

本書は免囚保護事業の理論竝に歐洲の先進國に於ける斯業發達の徑路と現時の執務狀態を述べたるものにして所説簡明要約以て斯業の大體を知るに足るべき唯一の教科書なり而して今や免囚保護の必要漸く社會に認識せられ又數回の恩赦に依て多數の免囚を出し益世人の注意を喚起するに至れり而かも我國從來此種の事業を説明せる書籍に乏しかりきを以て本會は曩に講者の承諾を得て上梓せる増刷の餘部あるを以て希望者に頒たんとす

新刊豫告

○勝友叢書
第三篇

覺めたる友

在監人看讀用書籍として。「覺めたる友」と題せる冊子は、本月末出版すべし都合なり。即ち勝友叢書第三篇にして。編輯刪定の勞を執れるは武田慧宏、河野純孝、藤井惠照等諸氏にして。内容は主として出獄者の真心悔悟せる者に就き其悔改の動機を詳叙せるは勿論。或は同情なき社會人心の冷酷なるを憤り屢次再犯に陥らんとせる際。油然たる良能の發揮に依り光明を長久に保續し得たるが如き。所謂危機一髪の情態を仔細に描寫して之れが境遇の現實を傳へたる者にして。獄窓幽寂の處。恩燈影高き邊。之を精誦せば彼等の靈性を感動せしむること多大なるものあるを信ずると同時に。一般社會の人士に在ても讀んで修養の資たるを疑はず。

從來屢は詩歌俳句其他之に類する閑文字を寄送せらるゝ向あるも紙面其他の都合に依り當分掲載不致候間豫め御承知置有之度候也（編輯部）

監獄協會

大正六年

恭賀新年

一月元旦

監獄協會

松室致

谷田三郎

眞木喬

有馬四郎助

野口謹造

坪井直彦

鈴木信彌

北島良吉

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正六年一月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行人兼編輯人
東京市麻布區舞町二十六番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市麴町區下六番町十七番地
同 勞舍

發行所
東京市麴町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院

大正六年一月二十日發行